# 〇厚生労働省告示第七十八号

八 第三 基 か 0) 潍 5 診 <u>ー</u>の ニ 適 · 等 (1) 療 用 報  $\mathcal{O}$ す 平  $\mathcal{O}$ 膕 う。 。 成二 (7) $\mathcal{O}$ 算 第三の  $\mathcal{O}$  $\overline{+}$ ただ 2 定 车 方 八 厚 第三 し、 法 生 の 二 の 平 <u>ー</u>の <u>-</u>の 労 第三の二 成 働 (3) 並 <u>二</u>十 省 (8)告 年 びに第三の  $\mathcal{O}$ 示  $\mathcal{O}$ . 厚 第 2 (2)及び 六 生  $\mathcal{O}$ 2 十三号) 労 第三の二 働 省告 八の三の 第三 <u>ー</u>の ニ 示  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ (3) $\mathcal{O}$ 部 (9)五. 一 十 九 0  $\mathcal{O}$ (2)を 次 規定は、 ハ、  $\mathcal{O}$ 号)  $\mathcal{O}$ 3 第三の三の二、 ょ うに 第三の  $\mathcal{O}$ 平成二十四 規 改 定 <u>\_</u> 正 に 基づ し、 (2)[年七月 き、 第三の三の 平  $\mathcal{O}$ -成二十 5 特 掲 第三 日 兀 診 の 二 八、 か 年 療 . ら適 料 兀 第  $\mathcal{O}$ 月  $\mathcal{O}$ 用 三 (6) 施 す 設  $\mathcal{O}$ 日

平成二十四年三月五日

る。

厚生労働大臣 小宮山洋子

## 第一 届出の通則

本

崱

を

次

0)

よう

ĺ

改

め

る。

以 険 下 医 保 療 険 保 機 医 関 険 療 医 を 機 関 療 1 う。 機 (健 関 等 康 以 保 下 とい 険 同 法 じ。) 及 、 う。 ) (大正 び は、 + 保 \_\_ 第二か 険 年法 薬 全第七 局 5 第 同 号 + 1十号) に 五. 規定 ま でに 第六十三条 す 規 る 保 定 す 険 る 薬 第三 施 局 項 設 を 基 7 第 準 う。 号 に に 以 従 下 規 1 定 同 す 適 U んる保 正 12

保 険 医 療 機 関 等 は、 届 出を行った後に、 当該届 出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、

届

出

を行

わ

な

け

れ

ば

なら

な

いこと。

速 Þ か に 届 出  $\mathcal{O}$ 内 容 の変更を行 わ な け れ ば なら な

三 は 届 当 出 該  $\mathcal{O}$ 内 届 出 容 又 又 は は 届 届 出 出 0 0 変更 変 更 は  $\mathcal{O}$ 無 内 効であること。 容 が 第二 か 5 第 + 五. ま でに 規 定 す んる施 設 基 準 に 適 合 L な 1 · 場合

兀 方 局 厚 長 届 生 出 。 以 局 に 又は 下 つ 7 地方厚生支局の分室がある場合には、 地 て 方 厚 は 生 届 局 出 を行う保 長等」 とい 険 · う。 ) 医 療 機 に対して行うこと。 関等の所 当該分室を経由 在 地 を管轄する地方厚生 ただし、 して行うこと。 当 該 所 局長又は 在 地 を管轄 地方厚 す る 生支

# 第二 施設基準の通則

は 不 地 · 当な 方厚 生局 届 出 長等に対 (法 . 行 の して当該届出を行う前六月間にお 規定に基づく ŧ のに 限 る。 ) を行ったことがないこと。 いて当該 届出に係る事 項に . 関 不正又

準 す う る に 地 基 方 基 準 づ 厚 き厚 生 に 違 局 生 長 反 労 等 L たことが 働 に 大 対 臣 L って 当 が な 定 < 8) 該 届 る 掲 出 か を 示 0 現 行 事 う に 項 前 違 等 六月 反 平 L 間 7 成 + に 7 お な 八 年 *(* ) 7 · 厚 7 生労 療 担 働 規 則 省 告 及 び薬 示 第百 担 七 規 号) 則 並 第三に び に 療 規 担 定 基

 $\equiv$ う。 ) 正 高 又は不当な行為が 齢 地 方 者 第七十二条  $\mathcal{O}$ 厚 生 医 療 局  $\mathcal{O}$ 長 等 確 第一 保に に 認められたことがないこと。 対 項 . 関 す して  $\mathcal{O}$ 規定に基づく Ś **当** 法律 該 届 出 昭 を 行 和 検査 う前 五 + 等の 六 七 年 月 結 法 間 果、 律 に 第 お 診 八十号。 7 療内容 て、 健 又は 以 康 下 保 診 険 療報酬 法 高 第 齢 七 者 十八  $\mathcal{O}$ 医 請 療 求に関 条 確 第 保 法 項 とい 及 不 び

兀 地 方 厚 生 局 長 **等** 12 対 L て当該 届 出 を行 う時 点 に お 7) て、 厚 生労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 定 め る 入 院 患 者 数  $\mathcal{O}$ 基

準 及 び 医 師 等  $\mathcal{O}$ 員 数  $\mathcal{O}$ 基 準 並 び 12 入 院 基 本 料  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 平 成 + 八 年 · 厚 生 労 働 省 告 示 第 百 几 号)

に 規 定 す る 入 院 患 者 数  $\mathcal{O}$ 基 準 に 該 当 す る保証 険 医 療 機 関 又 は 医 師 等  $\mathcal{O}$ 員 数  $\mathcal{O}$ 基 準 に 該当す る保 険 医

療機関でないこと。

### 第三 医学管理等

一 特定疾患療養管理料に規定する疾患

平 成二十一 年総務省告示第 百七 十六号 ( 統 計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、 疾

病、 傷害 「 及 び 死因 に 関する分類の 名称及び分類表を定める件)の  $\Gamma(1)$ 疾 病 鄶 害及び死因 |の終

計分 満桝水分<br/>
満炭」(以下「分類表」という。)<br/> に規定 する疾病 のうち別表第 に掲げ る疾病

一 特定疾患治療管理料に規定する施設基準等

(1) ウ 1 ル ス 疾 患 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定す る施 設 基 進

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当該 療 養 を行うに つき十分な経 験を 有 する専任  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 「 され

いること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当該 療養 を行うにつき十分な経 験を有する専 従  $\mathcal{O}$ 看 護 師 が 配 置され

ていること。

ノヽ 当該保険医 療機関内に当該療養を行うにつき必要な専任の薬剤 師 が配 置されていること。

二 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ホ 当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(2) 特定薬剤治療管理料の対象患者

別表第二に掲げる患者

(2) $\mathcal{O}$ 2 悪性 腫 瘍 特 異 (物質治· 療管理料  $\mathcal{O}$ 注 1 及び 注 2 に 規定する基

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お **(**) て喫煙が禁止されてい ること。

(2) $\mathcal{O}$ 3 小 児 特 定 疾 患 カウン セリン . グ 料 1. 1. · 規 定する基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て喫煙が 禁止されていること。

 $\mathcal{O}$ 4 小 児 特 定 疾 患 力 ウン セ リ ン · グ 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患者

(2)

別表第二に掲げる患者

(2) $\mathcal{O}$ 5 小 児 科 療 養 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規定 す る 基 準

該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁止 されていること。

(3) 難病外来指導管理料の対象疾患

別表第二に掲げる疾患

(4) 皮膚 科 特 定疾 患 指 導 管 理 料 (I)  $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

分類表に規定する疾病のうち別表第二の四に掲げる疾病

(5)皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料 (II) $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

分 類 表 に 規 定 す る 疾 病  $\mathcal{O}$ うち 別 表 第  $\mathcal{O}$ 五 12 掲 げ る 疾 病

(6)外 来 栄 養 食 事 指 導 料 入 院 栄 養 食 事 指 導 料 及 び 集 寸 栄 養 食 事 指 導 料 12 規 定 す Ź 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て喫 煙 が 禁 止 さ れ 7 7 る

(6) $\mathcal{O}$ 2 外 来 栄 養 食 事 指 導 料、 入 院 栄 養 食 事 指 導 料 及 U 集 寸 栄養 食 事 <u>,</u> 指 . 導 料 に 規 定 する 特 別 食

疾 病 治 療  $\mathcal{O}$ 直 接 手段とし て、 医 師  $\mathcal{O}$ 発 行 す る 食 事 せ  $\lambda$ に 基づき提供され た適 切 な栄養 量 及び

内 容 を 有 す る 別 表 第 三に 撂 げ Ź 特 別 食

(7) 高度難聴指導管理料の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1 人 工 内 耳 植 込 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 を 満 た L 7 ること。

当 該 療 養 を 行 う に 0 き十 . 分 な 経 験を 有 す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 耳 鼻 咽 喉 科 に 配 置 さ れ 7 1 るこ

کے

口

(7) $\mathcal{O}$ 2 喘が 息 治 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定す Ź 基 進

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 11 7 喫 煙 が 禁 止 され て 7 ること。

(8)喘ん 息 治 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 2 12 規 定 す る 施 設 基 進

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 専 任  $\mathcal{O}$ 看 護 師 又 は 准 看護 師 ( 以 下 「 看 護 職 員 とい 、 う。 ) が 常 時

人以 上 配 置 さ れ てい ること。

口 喘が 息 治 療 管 理 を行 うにつき必 要 な 器 械 • 器 具 が 具備 され 7 ζ,

緊 急 時  $\mathcal{O}$ 入 院 体 制 が 確 保 さ れ て 1 ること。

(8) $\mathcal{O}$ 2 小 児 悪 性 腫 瘍 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定 する基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て 喫 煙 が 禁 止 さ れ て いること。

(9)糖 尿 病 合 併 症 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 糖 尿 病 足 病変の指導を担当する専任 |の常! 勤 医師 (当該指 導に つ **,** , て

相当 な 経 験 を有 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。) が 配置されていること。

当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 糖 尿 病 足 病 変の 指導を担当する専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 看 護 師 (当 該 指 導 12 0 1

7

相

当な

経

験

を有

か

つ、

当

該

指

導

に

係

る

研修を受け

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に限

る。)

が

配

置さ

れ

7

1

る

口

当該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 され 7 ١ ر ること。

(10)耳 鼻 咽 喉 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

+ 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 滲ん 出 性 中 耳 炎 ( 疾 患  $\mathcal{O}$ 反 復 B 遷 延 が み 5 れ るも  $\mathcal{O}$ に 限 る。) 0) 患 者

(11)が  $\lambda$ 性 疼さ 痛 緩 和 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基

潍

当該 保 険 医 療 機 関 内 12 緩 和 ケア を担当す ,る医! 師 (歯 1科医· |療を担 当する保険医療機関にあ って

は、 医 師 又 は 歯 科 医 師) (緩 和 ケアに 係 る 研 修 を受け た ŧ 0) に 限 る。) が 配 置 っされ てい

(12)が  $\lambda$ 患 者 力 ウ ン セ リン グ 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

が  $\lambda$ 患 者 に 対 L 7 力 ウ ン セ IJ ン グ を 行 うに つき十分な体 制 が 整 備さ れ て *(* ) ること。

(13)外 来 緩 和 ケ ア 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 緩 和 ケア 診 療 を行うに つ き十 -分な体が 制 が 整 一備される てい

当該 体 お 1 身 体 状 和 当す 師 精神 ること。 状 和 を担当する医師、

口

制

に

て、

症

 $\mathcal{O}$ 

緩

を

担

る

医

症

0)

緩

緩

和 ケ ア に 関 する相 当の 経 験を 有 する看護師 及び 薬 剤 師 が 適切 に 配置され ていること。

(14)移 植 後 患 者 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 療 養 を行うに . つ き十分な 体 制 が 整 備 さ れ

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当該 療 養 を行うにつき十分な経 験を 有 す Ź 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 配 置さ

7

*(* )

ること。

れ 7 1 ること。 口

ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 療 養 を行 うに つき十分 な 経 験 を 有 す Ź 専 任  $\mathcal{O}$ 常 勤 看 護 師 臟 器

移 植 又 は 造 血 幹 細 胞 移 植 に 係 る 研 修 を受 け た ŧ 0) に 限 る。) が 配 置 さ れてい ること。

= 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 7 ること。

ホ 当 該 保 険 医 療 機 関 が 病 院  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 病院 勤 務 医 . (7) 負 担 0 軽 減 及び 処 遇 0 改善 に資

す る 体 制 が 整 備され てい ること。

(15)糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 当 該 療 養 を 行うに つ き十 · 分 な 体 制 が 整 備 され 7 *\*\ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 糖 尿 病 に 関 する 指 導 12 0 **,** \ て十分な経験 を 有す る専 任  $\mathcal{O}$ 医 師 及 び 看

護師 又 は 保 健 師 並 び に 管 理 栄 養 士 が 適 切 に 配 置 さ れ てい ること。

ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 が 病 院  $\mathcal{O}$ 場 合 12 あ 0 て は 病 院 勤 務 医  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改善に資

する体制が整備されていること。

(16)糖 尿 病 透 析 予 防 指 導管理 料の注 に 規定する厚生 労働大臣が · 定め る者

透析 を要する状 態となることを予防 するため に 重 点的 な指 導管 理を要する患者

(1)地 域 地 連 域 携 連 携 小 児 小 夜 児 間 夜 間 • 休 日 休 日 診 診 療 料 療 料  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$ 設 施 基 設 準 基 等 淮

三

1 地 域 連 携 小 児 夜 間 • 休 日 診 療 料 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 淮

1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 を主 たる 勤 務 先 とす んる専 5 小 児 科 を 担 当

する保証 険 医 及 び 当該 保 険 医 療 機 関 を主 たる 勤 務 先とする専 5 小 · 児 科 を担 当す る 保 険 医 に ょ

り、 六 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 を 夜 間 (2)に 規 定 す る 時 間 をいう。)、 休日 又 は 深 夜 に 診 療 す ること

ができる体制が整備されていること。

② 地域医療との連携体制が確保されていること。

- 3 小 児 夜 間 休 日 診 療 を行うにつき十分な体 制 が 整 備 され てい
- 4 小 児 夜 間 休 日 診 療 を行 うにつき十分な構 造 設 備 を 有し てい ること。
- ⑤ 緊急時の入院体制が整備されていること。
- 口 地 域 連 携 小 児 夜 間 • 休 日 診 療 料 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基準
- 当 該 保 険 医 療機関 に お ζ) て、 専ら 小児科を担当する保険医が常時一人以 上配置され てい

ること。

- 2 り、 する保険医 当該保険医療機関において、 六歳 未 満 及び当該保  $\mathcal{O}$ 小 児を二十 険医 兀 療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医 一時間 別の保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当 診療することができる体制が整備されていること。 一によ
- ③ 地域医療との連携体制が確保されていること。
- 4 小 児 夜 間 休 日 診 療 を行 うにつき十分な構 造設 備を有 していること。
- (5) 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 入 院 体 制 が 整 備 され て V) ること。

(2)地 域 連 携 小 児 夜 間 • 休 日 診 療 料 12 規定す る時 間

該 地 域 に お 1 7 般  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 が 概 ね 診 療応需  $\mathcal{O}$ 態勢を解除 した後、 <u></u> 日に診療応需

 $\mathcal{O}$ 態 を 再 開 するま での 時 間 (深 夜 (午後十時 か ら午前 六時 までの時間をい う。 以下同じ。)

及び休日を除く。

三の二 乳幼児育児栄養指導料に規定する基準

該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 一され ていること。

三の三 地 域 連 携 夜 間 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1) 地 域 連 携 夜 間 • 休 日 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設基 潍

1 当該 保 険 医 療 然機関に お 7 て、 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医療機関を主たる勤務先とする保険医及び当該 保険

医療 機 関 を主たる勤 務先とする保険医に より、 夜 間 (②に規定する時間をいう。)、 休 · 日 又

は深夜に診療することができる体制が整備されていること。

ロ 地域医療との連携体制が確保されていること。

ハ 夜 間 休 日 診 療を行うにつき十分な体 -制が整 備されていること。

夜 間 休 日 診 療 を行うにつき十分な構 造 設 備 を 有 していること。

=

ホ 緊急時の入院体制が整備されていること。

(2)地 域 連 携 夜 間 休 日 診 療 料に 規 定す る時 間

当該 地 域 に お 1 7 \_\_ 般  $\mathcal{O}$ 保険 医 療 機 関 が 概 ね 診 療応 需 0 態勢を解除 L た後、 翌 日 に診療応需

 $\mathcal{O}$ 態 勢 を 再 開 するま で  $\mathcal{O}$ 時 間 (深 夜 及 び 休 日 を除く。)

三の 兀 院 内  $\vdash$ ・リア ジ 実 施 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1) 院内トリアージ実施料の施設基準

1 院 内 1 リア ] ジ を行うにつき十分な体 制 が 整 備されていること。

口 院 内 1 IJ ア ジ 0) 実 施 基 準 を定 め、当該 保 険 医 療 機 関 の見やすい 場所に掲 示 していること。

当該 保 険 医 療 機 関 が 病 院  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 て は 病 院 勤 務 医  $\mathcal{O}$ 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 及 び 処 遇  $\mathcal{O}$ 改善に資

する体制が整備されていること。

② 院内トリアージ実施料に規定する時間

当該 地 域 E お 7) て \_\_\_ 般  $\mathcal{O}$ 保険 医 療 機 関 が 機ね診 療応需 の態勢を解除した後、 翌日に診療応需

の態勢を再開するまでの時間 (深夜及び休日を除く。)

三の五 夜間休日救急搬送医学管理料の施設基準

休 日 及 び 夜 間 に お け る救 急 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た 8)  $\mathcal{O}$ 診 療を行っていること。

三 一の六 外 来 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)理学 療 法 士 作 :業 療 法 士 等 が 適 切 に 配 置 さ れ て ١ ر ること。

(2)IJ ノヽ ピ リテ ] シ 日 ン を 適 切 に 実 施 す Ź た め  $\mathcal{O}$ + 分な体 制 が 確 保され ていること。

三の七 外 来 放 射 線 照 射 診 療 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)放射 線 治 療 を行うにつき必要な 医 師 看 護 師 及 Ű 診療放 射線 技 師 等 が 適 切 に配 置され 7 ١ ر る

こと。

(2)緊急 時における放射線治療を担当する医師との 連絡体制等放射線治療を適切に実施するため

の十分な体制が確保されていること。

三の八 生活習慣病管理料の注1に規定する基準

該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て 喫 煙 が · 禁 止 されていること。

四 ニコチン依存症管理料の施設基準

(1) = コ チン 依存症管理を適 切に実施できる保険医 療機関であること。

(2) ニコチン依存症管理料を算定した患者のうち喫煙を止めたものの割合等を地方厚生局長等に

報告していること。

四の二 開放型病院共同指導料 (1の施設基準

(1) 病院であること。

(2) 当該 病院が当該 病院 の存する地域の全て の医師又は 歯科医師 0 利 用のために開放され てい

る

こと。

(3) (2)0 目 的 0 た め  $\mathcal{O}$ 専 用  $\mathcal{O}$ 病 床 が 適切 に備えられていること。

在宅療養支援診療所の施設基準

五

次のいずれかに該当するものであること。

イ 保険医療機関である診療所であること。(1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。

口 在 宅 医 療を 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 三 名 以 上 配 置さ れ 7 \ \ ること。

ノヽ 当 該 診 療 所 に お 7 て、 <u>一</u> 十 兀 時 間 連 絡 を受け る 保 険 医 又 は 看 護 職 員を あ 5 か じ め 指 定

そ  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 を文 書 で 患家 に · 提 供 L 7 1 ること。

= 担当 当 該 医 診  $\mathcal{O}$ 氏 療 名、 所 に 担当日等 お 1 て、 患家 を文書に  $\bigcirc$ 求 よ  $\otimes$ ŋ に応じて、二十四 患家に提供 してい 時 間往 ること。 診 が 可能 な体 制を確 保 Ļ 往診

ホ 当該 診 療 新に お *(* \ て、 又は 別 の保険 医 療機関若 しく は 訪問 看護ステー シ 日 ンとの連 携 だによ

り、 が 可 能な体 患家 0 求 制 を確保し、 めに応じて、 訪問 当 該 看 護 診 0 療 所 担当者の氏  $\mathcal{O}$ 保険 医 名、 の指 担当日等を文書により 示 に基づき、二十四 時 患家に 間 訪 間 提 看 供 護 L  $\mathcal{O}$ て 提 供

ること。

連 医 携 療 有 1C 床 機 診 関 ょ り、 療  $\mathcal{O}$ 名 所 称 緊急 に 等 あ を 時 0 ては あ に 6 在 当該 宅で カン じ  $\mathcal{O}$ 診 8 療 地 療 方 養 所 を に 厚 生 行 お 局 0 1 て、 長 て 等 1 無床 る に 届 患 者 診 け 出 が 療 入 院 所に て *(* ) ること。 で あ きる 0 て 病 は 床 別 を  $\mathcal{O}$ 保 常 に 険 確 医 保 療 し、 機 関 受入 と  $\mathcal{O}$ 

1 う、 連 携 あ 5 す る カン U 保 8) 険 患 医 家 療  $\mathcal{O}$ 機 同 関 意を 又 は 得 訪 て、 間 看 そ 護  $\mathcal{O}$ ス 療 テ 養 等 シ に 日 必 ン に 要な情報 お 7 て を文書 緊 急 時 で に 当 円 該 滑 保 な 対 険 医 応 療 が へで 機 関 きるよ 又は

訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

チ 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体 制が整備されていること。

- IJ 当該 地 域 に お 7 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ] ピ ス と  $\mathcal{O}$ 連 携 調 整 を担 当する者
- 連 携 L て 7 る
- ヌ 定 期 的 に、 在 宅 看 取 り数等 を 地 方 厚 生 局 長 等 た報 告 L ていること。
- ル 緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 び 在宅 に お け る 看 取 り に 0 1 て、 相 当  $\mathcal{O}$ 実績、 を有していること。
- (2)他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 (診 療 所 又 は 許 可 病 床 数が二百床 未 満 0) 病院に限 (る。) と地 域 12 お け る在
- 宅 療 養  $\mathcal{O}$ 支援 に係 る 連 携 体 制 を 構築し て **,** \ る保 険 医療機関 であ る診療所であっ て、 次  $\mathcal{O}$ l, ず れ
- $\mathcal{O}$ 基 準 12 Ł 該当す Ź ŧ 0 で あること。
- 1 常 勤 当 該  $\mathcal{O}$ 診 医 療 師 が 所 合わ 及 び当該連 せ て三 名以 携体 -制を構 上 配 置 され 成す る他 . T V, ること。  $\mathcal{O}$ 保険 医 療 機関 に おお 7 て、 在 宅 医療を担当する
- 口 当 該 連 携 体 制 を 構 成す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح 0) 連 携 に ょ り、 <u>二</u> 十 兀 時 間 連 絡 を受け る 保 険
- 医 又 は 看 護 職 員 を あ 5 か じ 8) 指 定 Ļ そ  $\mathcal{O}$ 連 絡 先 を 文 書 で 患 家 に 提 供 L て 1 ること。
- 時 間 当 該 往 診 連 が 携 体 可 能 制 を な 体 構 制 成 を す 確 る 保 他 し、  $\mathcal{O}$ 保 往 険 医 診 担 療 当 機 医 関  $\mathcal{O}$ لح 氏  $\mathcal{O}$ 名、 連 携 担 に . 当 日 等 を文 患 家 書  $\mathcal{O}$ に 求 ょ  $\Diamond$ に ŋ 患 応じて、二十四 家 に 提 供 L

ょ

り、

- 1 ること。
- = 当 該 診 療 所 に お 7 て、 又 は 当 該 連 携 体 制 を 構 成 する 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 若 L < は 訪 問 看 護 ス
- テ ĺ シ 日 ン と の 連携によ り、 患家 0 求 めに応じて、 当該: 診療 所 の保険1 医 0 指 景に 基づき、

+ 匹 時 間 訪 間 看 護  $\mathcal{O}$ 提 供 が 可 能 な 体 制 を 確 保 し、 訪 問 看 護  $\mathcal{O}$ 担 · 当 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 担 **当** 日 等 を 文 書

に

ょ

Ŋ

患

家

に

提

供

L

て

1

ること。

ホ 当 該 診 療 所 又 は 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す Ź 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に お 7 て、 緊急 時 に 在 宅 で  $\mathcal{O}$ 療

養 を 行 0 て 1 る 患 者 が 入 院 で きる 病 床 を常 に 確 保 し、 受 入 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 名 称 等 を あ 5 か ľ  $\Diamond$ 地

方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 7 1 ること。 ただ Ļ 当 該 診 療 所 及 U 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す Ź 他  $\mathcal{O}$ 保

険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 1 ず れ Ł 病 床を有り L な 1 場 一合に は、 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح 0 連 携に ょ り、

必

要

なな

緊 急 時  $\mathcal{O}$ 病 床  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 地 方 厚 生 局 長 等 ^ 0 届 出 を 行 0 て 7 ること。

う、 連 携 あ 5 す る カゝ ľ 保 険 8 患 医 家 療 機  $\mathcal{O}$ 同 関 意を 又 は 得 訪 て、 間 看 そ 護  $\mathcal{O}$ ス 療 テ 養等 ] シ に 日 必 ン 要なご に お 情 7 て 報 緊急 を 文書 時 で に 当 円 滑 該 保 な 対 険 応 医 が 療 できるよ 機 関 又 は

1 訪 間 患 者 看 に 護 関 ス す テ る 診 シ 療 日 記 ン 12 録 管 提 理 供 を で きる 行う É 体 制 0 き必 をとっ 要 て な 体 1 制 ること。 が 整 備 さ れ て 1 ること。

チ 当 該 地 域 に お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ピ ス と 0 連 携 調 整 を 担 <u>1</u>当す る者と

連携していること。

IJ 定 期 的 に、 在 宅 看 取 り 数 等 を 地 方 厚 生 局 長 等 に 報 告 L てい ること。

ヌ 緊 急  $\mathcal{O}$ 往 診 及 び 在 宅 12 お け る 看 取 り に 0 ١ ر て、 当 該 連 携 体 制 を構成する他  $\mathcal{O}$ 保 険医 療 機関

と合わせて、相当の実績を有していること。

3) 次のいずれにも該当するものであ

ること。

1 保 険 医 療 機 関 で あ る 診 療 所 で あ ること。

口 そ  $\mathcal{O}$ 当 連 該 絡 診 先 療 を 所 文 12 書 お で 1 患家 て、 <u>二</u> 十 に 提 供 兀 時 L 7 間 7 連 絡 ること。 を受け る 保 険 医 又 は 看 護 職 員 を あ 5 か U め 指 定

て、 当 <u>-</u> 該 診 匹 療 時 所 間 に 往 お 診 7 が て、 可 能 又 な は 体 別 制  $\mathcal{O}$ を 保 確 険 保 医 療 し、 機 関 往 診  $\mathcal{O}$ 担 保 **当** 険 医 医 との  $\mathcal{O}$ 氏 名、 連 携 に 担 当日 より、 · 等 を文 患 家 書  $\mathcal{O}$ に 求 ょ  $\Diamond$ に n 応 患

12

提

供

L

て

1

ること。

= り、 が ること。 当 可 該 能 患 診 な 家 体 療  $\mathcal{O}$ 制 求 所 を に  $\Diamond$ 確 に お いて、 保 応じて、 Ļ 訪 又 問 当 は 看 該 別 護 診  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 療 険 担 所 当 医  $\mathcal{O}$ 者 保 療 機  $\mathcal{O}$ 険 関 氏 医 名 若  $\mathcal{O}$ 指 L Š 担 示 当 に は 基づ 日 等 訪 問 を き、二十 看 文 護 書に ス テ 匝 ] ょ り 時 シ 患 間 日 ン 家 訪 لح に 間 提  $\mathcal{O}$ 看 供 連 護 携 L  $\mathcal{O}$ 7 提 に 供 ょ

ホ 0 7 当 該 7 診 る 患 療 者 所 が に 入 お 院 7 できる病 て、 又 は 床 別 を常  $\mathcal{O}$ 保 に 険 確 医 保 療 し、 機 関 受 کے 入  $\mathcal{O}$ 医 連 療 携 機 に 関 ょ り、  $\mathcal{O}$ 名 称 緊急 等 を 時 あ に 在 5 宅 か U で 0) 8 地 療 方 養 厚 を 生 行

局

長

等

に

届

け

出

7

7

ること。

う、 連 携 あ 5 す か る ľ 保 め 険 患家 医 療  $\mathcal{O}$ 機 同 関 意を得て、 又 は 訪 問 看 そ 護  $\mathcal{O}$ ス テ 療養等に必 シ 日 ン に 要な情報 お 1 て 緊 を文書で当該保 急 時 に 円 滑 な 険 対 医 応 療 が 機 できる 関 又 は ょ

訪 問 看 護 ス テ ] シ 彐 ン に 提 供 で きる 体 制 をとっ てい ること。

1 患 者 12 関 す る 診 療 記 録 管 理 を 行 うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 され て 7 ること。

チ 当 該 地 域 12 お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ピ ス لح  $\mathcal{O}$ 連 携 調 整 を 担 当する者と

連携していること。

IJ 定 期 的 に、 在 宅看 取 り数等を 地 方厚: 生 局 長等に報 告 L てい ること。

の 二 退院 時 共 同 指 . 導 料 1 及 び 退 院 時 共 同 指 導料 2を二回 算定できる疾病等 Ö 患者

別表第三の一の二に掲げる患者

五

の 二 の 二 退 院 時 共 同 指 導 料 1  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規定 する別に厚生労働大臣 が定める特別な管 理を要する

状態にある患者

五.

別表第八に掲げる者

の 三 在 宅 療 養 支援 歯 科 診 療 所  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

五.

(1)歯 科 訪 問 診 療 1 又 は 歯 科 訪 間 診 療 2 を算 定 L て 7 ること。

- (2)高 齢 者  $\mathcal{O}$  $\Box$ 腔る 機 能 管 理 に 係 る 研 修 を 受け た常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 Ĺ 配 置され て *(* ) ること。
- ③ 歯科衛生士が一名以上配置されていること。
- (4)在 宅 療 養 を 担 う 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 等との 連 携 に ょ り、 患 者  $\mathcal{O}$ 求 めに応じて、 迅 速 な 歯 科

訪 問 診 療 が 可 能 な体 制 を 確 保 Ļ 歯科 . 訪問 診 療 を担う担当歯科医 0) 氏 名、 診療可 能 日 等 を、 文

書により患家に提供していること。

(5)当 該 地 域 12 お 1 て、 在 宅 療養 を担う保 険 医、 介 護 • 福 祉 関 係 者 <u>;</u> との 連 携 体 制 が 整 備 され

いること。

- (6)在宅 歯 科 診 療 に 係 る後方支援として、 別 の保 ) 険医 療機関との 連携 体 制 が 確保されていること。
- (7)定 期 的 に、 在宅 患者等  $\mathcal{O}$ П .. 腔§ 機能管理を行 つて **,** \ る患者数等を地 方厚生! 局長等に報告してい

ること。

六 地域連携診療計画管理料の施設基準等

- (1) 地 域 連 携 診 療 計 画 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 般 病 棟  $\mathcal{O}$ 入 院 患 者  $\mathcal{O}$ 平 均 在 院 日 数 が 十七 日 以 内 で あ る病 院 であること。
- 口 当 該 地 域 に お 1 て、 当 該 病 院 か 5  $\mathcal{O}$ 転 院 後 又 は 退 院 後  $\mathcal{O}$ 治 療 等 を 担 う 複 数  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関

又 は 介 護 サ ピ ス 事 業者 等 を 記 載 L た 地 域 連 携 診 療 計 画 を あ 5 カン ľ  $\Diamond$ 作 成 し、 地 方 厚 生 局 長

等に届け出ていること。

地 域 連 携 診 療 計 画 に お V) て 連 携 する保 険 医 療 機 関 又 は 介 護 サ ピ ス 事 業者等として定  $\emptyset$ た

保 険 医 療 機 関 又 は 介 護 サ ピ ス 事 業 者 等 کے  $\mathcal{O}$ 間 で、 定 期 的 に、 診 療 情 報  $\mathcal{O}$ 共 有、 地 域 連 携 診

療 計 画  $\mathcal{O}$ 評 価 等 を 行 らた  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 機 会を 設 けてい ること。

= 脳 卒 中 を対象疾患とする場合にあって は、 医 療 法 (昭 和二十三年法律第二百五号) 第三十

条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 一づき各 都 道 府 県 が 作 成 す る 医 療 計 画 に お 1 て、 脳 卒 中 に 係 る 医 療 連 携 体 制

を 担 う 医 療 機 関 と L 7 記 載 さ れ て 1 る 病 院 で あ ること。

(2)地 域 連 携 診 療 計 画 管 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 疾 患

大 腿に 骨 頸い 部 骨 折 及 てバ 脳 卒 中

七 地 域 連 携 診 療 計 画 退 院 時 指 導 料 (I)  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 等

(1)地 域 連 携 診 療 計 画 退 院 時 指 導 料 (I) $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1

地 域 連 携 診 療 計 画 に お 1 て 連 携 す 保 険 医 療 機 関 て定 め れ 7 1 る保 険 医

Ś

とし

5

療

機

関

で

あ

0 7 当 該 地 域 連 携 診 療 計 画 を 地 域 連 携 診 療 計 画 管 理 料 を算 定 す る 病 院 と共 有 す るとと ŧ

あ 5 カ ľ 8 地 方 厚 生 局 長 等 12 届 け 出 7 7 ること。

口 地 域 連 携 診 療 計 画 管 理 料 を 算 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 紹 介 を 受 け て、 当 該 地 域 連 携 診 療 計 画  $\mathcal{O}$ 対 象

な る 患 者 を 受 け 入 れ ることが で きる 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

当 該 保 険 医 療 機 関 と 地 域 連 携 診 療 計 画 管 理 料 を 算 定 す Ś 病 院 及 び 地 域 連 携 診 療 計 画 に 定

8 5 れ た 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 又 は 介 護 サ ピ ス 事 業 者 等 لح  $\mathcal{O}$ 間 で、 定 期 的 に 診 療 情 報  $\mathcal{O}$ 共 有

地 域 連 携 診 療 計 画  $\mathcal{O}$ 評 価 等 を 行う た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 機 会 を 設 け 7 *\* \ ること。

= 脳 卒 中  $\mathcal{O}$ 患 者 12 0 1 7 地 域 連 携 診 療 計 画 退 院 時 指 導 料 (I)を 算 定 す る場 合 に あ 0 7 は 医 療

法 第三十 条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基づき各都 道 府 県が 作 成 す Ź 医 療 計 画 に お 1 て、 脳 卒 中 に 係 る 医 療

連 携 体 制 を 担 う 医 療 機 関 とし て 記 載 3 れ て 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ

(2)地 域 連 携 診 療 計 画 退 院 計 画 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

لح 連 て、 ŧ 携 地 に、 当 診 域 該 連 療 あ 携 地 計 5 診 画 域 退 連 療 か ľ 院 携 計 8 時 診 画 地 指 療 12 方 導 計 お 厚 料 画 1 生  $(\Pi)$ に て 一局 を 連 0 算 長等 携 1 定する保 す て に る 地 届 域 保 け 連 険 出 険 携 医 医 診 療 て 7 機 療 療 ること。 関 機 計 とし 関 画 又 管 て は 理 定め 介 料 護 を サ 算 5 れ ] 定 ピ す 7 ス る 7) 事 保 る 業者等と 保 険 医 険 療 医 機 療 共 関 機 有 関 及 す 75 で ると あ 地 域 0

七 の <u>-</u> 地 域 連 携 診 療 計 画 退 院 時 指 導 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)退 院 診 時 療 指 所 導 又 料 は (I) 許 を 可 届 病 け 床 数 出 た が 保 険 百 床 医 未 療 機 満 関  $\mathcal{O}$ を除 病 院 地 域 であること。 連 携 診 療 計 画 管 理 料 又 は 地 域 連 獲診 療 計 画

- (2)等 療 0 て、 計 12 地 域 届 画 当 け 退 連 出 院 該 携 診 7 時 地 指 域 療 7 ること。 導 連 計 料 携 画 診 (I) 12 を 療 お 算 計 1 定 て、 画 す に る 連 0 保 携 1 険 て す る 医 地 療 保 域 機 連 険 関 携 医 لح 診 療 共 療 機 関 有 計 とし す 画 るととも 管 て定 理 料 を  $\Diamond$ に、 算 5 定 れ す あ 7 る 5 1 病 か る ľ 院 保 険 8 及 地 び 医 療 方 地 厚 域 機 生 連 関 携 局 で 長 診 あ
- (3)れ 療 計 地 画 域 連  $\mathcal{O}$ 対 携 象となる患者 診 療 計 画 退 院 に 時 指 対 して、 導 料 (I) 当該 を算・ 計 定 する 画 に 基 保 づ 険 7 医 た 療 治 機 関 療を行うことができる体  $\mathcal{O}$ 紹 介 を受けて、 当 該 制 地 が 域 整 連 備 携 診 さ

てい

ること。

(4)導 サ ] 料 当 該 (I) ピ を 保 ス 事 算 険 業 定 医 者 す 療 等 る 機 保 と 関 ٤,  $\mathcal{O}$ 険 間 医 で、 地 療 機 域 関 連 定 期 携 及 診 的 び に、 地 療 域 計 診 連 画 携 管 療 情 診 理 報 療 料 を  $\mathcal{O}$ 計 算 共 画 有 に 定 定 す 地 る病 8 5 域 連 院 れ 携 た 診 別 地 域 療  $\mathcal{O}$ 計 保 連 携 画 険 医 診  $\mathcal{O}$ 評 療 療 価 機 計 等 関 画 を 退 又 行 院 は うた 時 介 護 指

八 ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I)  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 쑄

 $\Diamond$ 

 $\mathcal{O}$ 

機

会

を

設

け

て

1

ること。

(1)ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I)  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

人

を

る

1 口 産 ハ 1 科 IJ 又 は ス ク 産 へ分 残れ 婦 科 管 理 標 を 榜ぼう 共 す 同 で 行 保 う 険 保 医 療 険 機 医 関 療 機 で あること。 関  $\mathcal{O}$ 名 称 等を当 該保 険 医 療機 関  $\mathcal{O}$ 見やす ĺ١

場

所 に 掲 示 L て 1 ること。

ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ て 1 ること。

(2)ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I) に 規 定 す る 状 態 等 に あ る 患 者

保 険 診 療  $\mathcal{O}$ 対 象 کے な る 合 併 症 を 有 L て 1 る 妊 婦 又 は 妊 産 婦 で あ 0 て、 別 表 第三の二に掲 げ る

ŧ  $\mathcal{O}$ 

八 の 二 が W 治 療 連 携 計 画 策 定 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)が W 診 療 連 携  $\mathcal{O}$ 拠 点 とな る 病 院 又 は そ れ に 準 ľ る病 院 で あ ること。
- (2)当 該 地 域 12 お 1 て当該病 院 か 5  $\mathcal{O}$ 退 院 後  $\mathcal{O}$ 治 療 ※を担 う複 数 0 保 険 医 療 機 関 でを記 載 L た 地 域 連

携 診 療 計 画 をあ 5 かじ め 作 成 し、 地 方 厚 生 局 長 等 ;に届 け 出 ていること。

(3)当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 に お 1 て喫 煙 が 禁 止 され て 7 ること。

八の三 がん治療連携指導料の施設基準

(1) て、 地 当 該 域 連 地 携 診 域 連 療 携 計 診 画 療 に 計 お 画 1 をが て 連 ん治 携 す る保険 療 連 携 計 医療機関として定められている保険 画 策定料を算定する病院と共有するととも 医 療 機 関 であ に、 あ 0

らかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

(2)が  $\lambda$ 治療 連携 計 画策定料を算定する病院の紹介を受けて、 当該地域連携診療計画 (T) 対象とな

る 患者に対して、 当 該 地域 連携診 療計 画に基づい た治療を行うことができる体制が整備されて

いること。

(3)当 該 保険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 屋 内 にお いて喫煙が禁止されていること。

八  $\mathcal{O}$ 兀 が  $\lambda$ 治 療 連 携 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

がん診療連携の拠点となる病院であること。

八の 五. 認 知 症 専 門 診 断 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

(1)認 知 症 に 関 す Ź 専 菛  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 であること。

(2)該 保 険 医 療 機 関 内 に 認 知症 に係 る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置

されていること。

八 の六 肝 炎 1 シ タ フ 工 口 ン 治 療 計 画 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1)肝 疾 患 に 関 す Ź 専 門  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- (2)該 保 険 医 療 機 関 内 に 肝 炎 1 ン タ フ エ 口 ン 治療を行うにつき十分な経 験を有する専任 一の医

師が配置されていること。

九 薬剤管理指導料の施設基準等

(1) 薬剤管理指導料の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内に 薬剤管 理指導を行うにつき必要な薬剤師 が 配置され ていること。

口 薬 剤管 理 指 導 を行うに つき必要な医薬 品情 報  $\mathcal{O}$ 収 集及び伝達を行 うため 0 専 用 施設を有

ていること。

入 院 中 (T) 患 者 に 対 患者ごとに 適 切 な 薬学 的 管理 副 作 用に関する状況 0 把握 を含 む。

を 行 1 薬 剤 師 に ょ る 服 薬指 導 を 行 0 7 \ \ ること。

(2) 薬剤管理指導料の対象患者

1 救 命 救 急 入 院 料 等 を算 定し て V) る 患 者

救 命 救 急 入 院 料、 特 定 集中 治 療 室 管 理 料、 ハ 1 ケア ユ = ツ } 入 院 医 療管 理 料、 脳 卒 中 ケア

ユ = ツ 1 入 院 医 療管 理 料、 小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料、 新 生 児 特 定 集中 治 療室管 理 料 又 は

合 周 産 期 特定 集中治療室管理 料 0 **(** ) ず 'n か を算定してい る患者

口 特 に 安 全管 理 が 必 要な 医 薬 品 が 投薬 又 は注 射され て 1 る患 者 (イに該当する場 合を除

別 表第三の三に掲 げ Ź 医 薬 品品 が 投薬又 は 注射され てい る患者

九の二 医 療 機 器 安全管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 臨床 工 学 技 士 が 配 記置され てい る保険医療 機関 に お いて、 生命 維持管理装置を用いて治療を行

う 場合 0 施 設 基 準

1 当該 保 険 医 療 機 関 内に生命維持管理装置等  $\mathcal{O}$ 医療機器 の管理及び保守点検を行う常勤 0 臨

床工学技 士 が 名 以 上 配 置され ていること。

一備さい

射 線 治 療 計 画 を 策 定 す る場場 合  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍 (2)

放

射

線

治

療

機

器

 $\mathcal{O}$ 

保

守

管

理、

精

度

管

理

等

 $\mathcal{O}$ 

体

制

が

整

えら

れ

7

1

る

保

険 医

療

機 関

に お

į١ て、

放

口

生

命

維

持

管

理

装

置

等

 $\mathcal{O}$ 

医

療

機

器

 $\mathcal{O}$ 

安全管

理

に

つき十分な

体

制

が

整

れ

7

*(* \

ること。

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 放 射 線 治 療 を 専 5 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科 医師 放射線 治 療に

*\*\ て、 相 当 0 経 験 を 有 する ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。) が 名以· Ĺ 配 置 され ていること。

口 当 該 治 療 を行うにつき必要な 体 制 が 整 備 されていること。

当 該 治 療 を行うにつき十分な機器 及び 施 設を有していること。

+ 歯 科特定疾患療 養管理料に規定する疾 患

### + 削 除

十二 歯 科 治 療 総 合医 療管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準 等

(1) 歯 科 治 療 総 合 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 当 該 療 養 を行うにつき、 十分な経 験を有する常勤  $\mathcal{O}$ 歯 科医師に より、 治療 前、 治療中及び

治療後に おける当 該 患者 0 全身状態を管 理する体 制 が 整 備されていること。

口 歯 科 衛 生士 又は看 護師 が 配置され ていること。

ノヽ 当該 患 者 の全身状 態 の管理を行うにつき十分な装置・ 器具を有していること。

=

緊急

時

に

円

滑

な

対

応が

できるよう、

別

 $\mathcal{O}$ 

保

険

医

療

機

関

との

連

携

体

制

**(**病

院

で

あ

る

医

科

歯

科

併 設  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 歯 |科診 療 及 び 歯 科 診 療 以 外  $\mathcal{O}$ 診 療 を併 せ 7 行 う 保 険 医 療 機 関 を 1 う。

以 下 同 に あ って は、 当 該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 医 科 診 療 科 との 連 携 体 制) が 確 保 Ż れ 7 1 る

(2) 歯 科 治 療 総 合 医 療管 理 料 に 規定する疾患

別 表 第 六 に 掲 げ る疾 患

第 匹 在 宅医 療

在 宅療養支援病院

次のいずれかに該当するものであること。

(1)次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ  $\mathcal{O}$ 基 準 に も該 当す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ であ ること。

イ L た 保 半 険 径 医 兀 療 丰 機 関 口 メ で ] あ 1 る ル 病 院で 以 内 に あ 診 0 て、 療 所 が 許 存 可 在 病 L 床 数 な が二百 7 t  $\mathcal{O}$ 床未 で あること。 満  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 又 は 当該 病 院 を中心と

口 在 宅 医 療 を 担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が三名以 上配 置されてい ること。

ハ 当該 病院 に おいて、二十四 時 間 連 絡を受け る担当者をあらかじめ指定し、 その連絡先を文

書で患家に提供していること。

= 当 当 医 該  $\mathcal{O}$ 氏 病 名、 院 に 担当 お 7 て、 日 等を 患家の求 文書 に より めに応じて、二十 患 家 に · 提 供 して 匹 7 時 ること。 間 往診が 可能 な体制を確保 往診担

ホ 往 診 担 当 医 は、 当該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 当 直 体 制 を 担 う 医 師 لح は 別  $\mathcal{O}$ 者 で あ ること。

該 病 当 該 院 病  $\mathcal{O}$ 院 保 険 に お 医  $\mathcal{O}$ 1 指 て、 示 に 又 基づ は 訪 き、 問 看 <u>-</u> 十 護 ス テ 兀 時 ] 間 シ 訪 日 ン 間 と の 看 護 連  $\mathcal{O}$ 提 携 に 供 が ょ り、 可 能 患 な 体 家 制  $\mathcal{O}$ を 求 確 めに応じて、 保 訪 間 当 看

護  $\mathcal{O}$ 担 当 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 担 当 日 等 を文書 に ょ り 患 家 に 提 供 L 7 7 ること。

1 当 該 病 院 に お 1 て、 緊 急時 に · 在 宅 で  $\mathcal{O}$ 療 養 を 行 0 7 1 る患 者 が 入院 できる病 床 を常 に 確 保

していること。

チ 訪 問 看 護ステーシ 彐 ンと連携する場合にあ 0 ては、 当該 訪問 看 護 ステーシ 日 ンが 緊急時に

円 滑 な 対 応 が できるよう、 あ 5 か じ め 患 家  $\mathcal{O}$ 同 意を 得 て、 その 療 養 等 に必要な情 報 を文 書 で

当 該 訪 問 看 護 ス テ シ 日 ン に 提 供 で きる体 制 をとっ てい ること。

IJ 患 者 に 関 する 診 療 記 録 管理 を 行うに つき必ず 要 な 体 制 が 整 備 だれて *\*\ ること。

ヌ 当 該 地 域 に お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ] ピ ス と の 連 携 調 (整を担当する者と

連携していること。

ル 定 期 的 に、 在宅看 取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

ヲ 緊 急  $\mathcal{O}$ 往診及び在宅に おける看取 りに 、つい て、 相当の実績を有していること。

(2)他 0 保 険 医 療 機 関 念診 療 新又 は 許 口 病床数が二百床未満 の病院に限る。)と地 域 12 お け る在

宅 療養  $\mathcal{O}$ 支援に係る 連 携 体 -制を 構築し てい る病院で あって、 次の ١ ر ずれの基準 に ŧ 該当するも

のであること。

1 保 険 医 療機 関 で あ る病 院であ って、 許 可 病 床 数 が二百 床 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ 0) で あること。

口 当 該 病 院 及 び 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 在 宅 医 「療を担 当する常

勤 0) 医 師 が 合 わ せ て三 名 以 上 配 置 さ れ て 7 ること。

ノヽ 者を 当 あ 該 5 連 か 携 じ 体  $\emptyset$ 制 指 を 定 構 成す Ļ その る他 連  $\mathcal{O}$ 絡 保 先 険 を文・ 医 療 書 機 関 で患家 との に 連 携 提 供 に してい より、 <u>二</u> 十 ること。 匝 時 間 連 絡 を受け る 担当

= 当該 連 携体 制を構成する他 の保険医療 機関との連携により、 患家の求めに応じて、二十四

時 間 往 診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 し、 往 診 担 . 当 医  $\mathcal{O}$ 氏 名、 担 . 当 日 等 を文 書 に よ り 患家 に 提 供 L 7

いること。

ホ 往 診 担 **当** 医 は、 当該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 当 直 体 制 を担 う医 師 とは 別  $\mathcal{O}$ 者であること。

当 該 病 院 に お 1 て、 又 は 当 該 連 携 体 制 を 構 成 ず る 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 若 L < は 訪 問 看 護 ステ

シ 日 と  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ り、 患 家  $\mathcal{O}$ 求  $\emptyset$ に応じて、 当 該 病 院  $\mathcal{O}$ 保 険 医  $\mathcal{O}$ 指 示 に 基づ き、 <u>-</u>+ 兀

時 間 訪 問 看 護 0) 提 供 が 可 能な 体 制 を 確 保 訪問 看 護  $\mathcal{O}$ 担当者 の氏 名、 担当日 等 を文 書によ

り患家に提供していること。

1 当 該 病 院 に お 1 て、 緊急時 に在 宅での 療養を行 0 7 V) る患者が 入院できる病床を常 に 確保

していること。

チ 連 携 す る 保 険 医 療 機 関 又 は 訪 間 看 護 ス テ 1 シ 日 ン に お 1 て 緊 急 時 に 円 滑 な 対 応 が で きる ょ

う、 あ 5 か ľ  $\otimes$ 患 家  $\mathcal{O}$ 同 意を 得 て、 そ  $\mathcal{O}$ 療 養 等 に 必 要 な 情 報 を 文書 で 当 該 保 険 医 療 機 関 又 は

訪 間 看 護 ス テ シ 日 ン 12 提 供 できる 体 制 をとっ て **,** \ ること。

IJ 患 者 に 関 す る 診 療 記 録 管理 を 行うに つ き必要 な 体 制 が 整 備 され 7 7 ること。

ヌ 当 該 地 域 12 お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ] ピ ス と の 連 携 調 整を担当する者と

連携していること。

ル 定 期 的 に、 在宅看i 取 り数等を地方厚生局長等に報告していること。

- ヲ 緊急 0 往診 及 CK 在 宅 に お け る看 取 りに つい て、 当 該 連 携 体 制を構 成 す る他 0 保 険 医 療 機 関
- と合わせて、相当の実績を有していること。
- (3) 次のいずれの基準にも該当するものであること
- 1 保 険 医 療 機 関 で あ る病 院で あって、 許 可 病 床 数が二百 床未 満 0 もの 又は当該 病院を中 : と
- L た半 径 兀 キ 口 メ 1 ル 以内 に 診療 所 が 存 在 しない も の で あること。
- 口 当該 病院 において、二十四 時 間 連 絡を受け る担当者をあらかじめ指定し、 その連絡先 を文
- 書で患家に提供していること。
- ノヽ 当 該 病 院 に おい て、 患家の求めに応じて、二十 匹 時 間 往診が 可能 な体制を確保 往診

担

- 当 医  $\mathcal{O}$ 氏 名、 担当 日 等を 文書 に より 患家 に · 提 供 して 7 ること。
- = 往 診 担 当 医 は、 当該 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 当 直 体 制 を 担 う 医 師 と は 別  $\mathcal{O}$ 者 で あ ること。
- ホ 当 該 病 院 に お 1 て、 又 は 訪 問 看 護 ス テ ] シ 日 ン と の 連 携 に ょ り、 患 家  $\mathcal{O}$ 求 めに応じて、 当
- 護 該 病  $\mathcal{O}$ 担 院 当  $\mathcal{O}$ 者 保 険  $\mathcal{O}$ 氏 医 名  $\mathcal{O}$ 指 担 示 当 に 基づ 日 等 き、 を文書 <u>-</u> 十 に ょ 兀 ŋ 時 患 間 家 訪 に 間 提 看 供 護 L  $\mathcal{O}$ 7 提 V) 供 ること。 が 可 能 な 体 制 を 確 保 訪 間 看
- 当 該 病 院 に お 1 て、 緊 急時 に在 宅 で  $\mathcal{O}$ 療 養 を行 って 1 る患 者 が 入院 できる病 床 を常 に 確 保
- していること。
- 1 訪 問 看 護ステー シ 彐 ンと連携する場合にあ 0 ては、 当 該 訪問 看 護 ステーシ 彐 ンが 緊急時に

円 滑 な 対 応 が できるよう、 あ 5 か じ め 患 家  $\mathcal{O}$ 同 意を 得 て、 そ 0) 療 養 等 に 必 要 な 情 報 を文 書 で

当 該 訪 問 看 護 ス テ シ 日 ン に 提 供 で きる 体 制 を کے つ て 7 ること。

チ 患 者 に 関 す Ź 診 療 記 録 管 理 を 行 う E つ き必 要 な 体 制 が 整 備 され 7 **(**) ること。

IJ 当 該 地 域 12 お 1 て、 他  $\mathcal{O}$ 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ピ ス と  $\mathcal{O}$ 連 携 調 整を担当する者と

連携していること。

の 二

往

· 診

料、

在

宅

患者

訪

問

診

療

料

 $\mathcal{O}$ 

在

宅

タ

ミナ

ル

ケ

ア

加

算、

在宅時

医学総合管

理

料、

特

定

施

ヌ 定 期 的 に、 在宅看 取 り数等を地 方厚: 生 局 長等に報告していること。

設 入 居 時 等医学 総 合 管 理 料 及 び 在 宅 が  $\lambda$ 医 療 総 合診 療 料 12 規 定す る在・ 宅 療養支援診 療 所 又 は 在 宅

療 養 支援 病 院 で あ 0 て 別 に 厚 生 一労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

第三  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ (1)及 び (2)に 該 当す る 在 宅 療 養 支 援 診 療 所 及 び 第 兀  $\mathcal{O}$ 0) (1) 及び (2)に該当する在 宅療

養支援病院

の三 往診料に規定する時間

保 険 医 療 機 関 に お 1 7 専 5 診 療 に 従 事 L 7 7 る 部  $\mathcal{O}$ 時 間

 $\mathcal{O}$ 兀 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 に 規 定 す る疾 病 等

別表第七に掲げる疾病等

0) 五. 在 宅 時 医学総合管理 生料及び 特定施 設 入居時等医学総合管理料  $\mathcal{O}$ 施 設基準等

- (1)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 特 定 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 在 宅 医 療  $\mathcal{O}$ 調 整 担 当 者 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。
- 口 患 者 に 対 L 7 医 療 を 提 供 で きる 体 制 が 継 続 的 に 確 保 さ れ 7 1 ること。
- (2)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 特 定 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料 に 規定 す Ś 診 療 に 係 る 費 用

以 下 診 療 報 医 酬 科 点数 算 定方 表」 法 とい 平 ·成二十· う <u>。</u> 第 -年厚生 2 章 第 一 1 働 部 省 医学管理等及び 告示第 五 + 九 号) 第2部在 別 表 第 宅医療 医 科 に 診 掲 療 げ 報 る診 陋 点 療 数 に 表

係 る費用 のうち 次に 撂 げる £  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

1 区 . 分番: 号 В O 0 0 に 掲 げ Ś 特 定 疾 患療 養 管 理 料

口 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 5 に 掲 げ る 小 児 科 療 養 指 導 料

ノヽ 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 7 に 掲 げ る 難 病 外 来 指 獐 管 理 料

= 区 分 番 号 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 8 に 掲 げ る 皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料

ホ 区 分 番 뭉 В 0 0 1  $\mathcal{O}$ 18 12 掲 げ る 小 児 悪 性 腫 瘍 患 者 指 導 管 理 料

区 分 番 号 C 1 0 9 に 撂 げ る 在 宅 寝 た き り 患 者 処 置 指 導 管 理 料

(3)重 症 者 加 算 12 規 定 す Ź 状 態 等 に あ る 患 者

別 表 第三  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ こに 掲 げ る者

在 宅が ん医 療 総 合診療 料  $\mathcal{O}$ 施 設基 準

- (1) 在宅 が  $\lambda$ 医 療 を 提 供 する につき必要な体 制 が 整 備 され 7
- (2)緊 急 時  $\mathcal{O}$ 入 院 体 制 が 整 備 され て ζ, ること。

三削除

兀 在 宅患 者訪 問看護 • 指導料及び 同 建 物居 住者訪問 看 護 • 指導 料 の施 設 基準

等

(1)在宅 患者 訪 間 看 護 • 指導 料 及 び 同 建 物 居 住者 訪 間 看 護 指導 料に 規定する疾病等

イ 別表第七に掲げる疾病等

ロ 別表第八に掲げる状態等

在宅 患者 訪 問 看 護 • 指導 料の注2及び同 建物 居住者訪問看護· 指導料の注2に規定する施

設基準

(2)

緩 和 ケア 又は褥瘡ケアに係 る専 門 の研 修を受け た看 護 師 が 配置され ていること。

(3)在宅 患者 訪 問 看 護 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料 に 規 定する長 時 間  $\mathcal{O}$ 訪 間 を

要する者

1 十 五 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 小 児 で あって、 超 重 症 児 (者) 入院診 療 加 算 • 準 超 重 症 児 (者) 入 院 診療

加 算  $\mathcal{O}$ 注 1 に 規 定す る 超 重 症  $\mathcal{O}$ 状 態 又 は 超 重 症 児 (者) 入 院 診 療 加 算 • 準 超 重 症児 (者)

入 院 診 療 加 算  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定す る準 超 重 症 0 状態に ある Ł  $\mathcal{O}$ 

ロ 別表第八に掲げる者

ハ 医 師 が 診 療 に 基 づ き、 患 者  $\mathcal{O}$ 急 性 増悪 等 に ょ り — 時 的 に 頻 口  $\mathcal{O}$ 訪 問 看 護 指 導 を 行う

必要を認めた者

(4) 在宅 患者 訪 間 看 護 指 導 料 及 び 同 建 物 居住 者 訪問 看 護 指 導 料 に 規定する状 派態等に あ る患

者

別表第八に掲げる者

(5)在宅 患 者 訪 問 看 護 指導 料 及び 同 建物 居住者訪問 看護 ・指導料に規定する状態等にある患

のうち重症度等の高いもの

者

別表第八第一号に掲げる者

の 二 厚生労 働 大臣 が 定 8 る 同 時 12 複 数 0 看 護 師 等 に ょ

兀

人  $\mathcal{O}$ 看 護 師 等 に ょ る 訪 問 看 護 • 指 導 が 困 難 な者で あっ て、 次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ カュ に 該当する  $\mathcal{O}$ 

る

訪

問

看

護

指

導

が

必

要な者

(1) 別表第七に掲げる疾病等の患者

(2)医 師 が 診 療 に 基 づ き、 患者  $\mathcal{O}$ 急 性 増 悪 等に ょ り 一 時 的 に 頻 口 0 訪 間 看 護 指 導 を行う必

を認めた患者

(3) 別表第八に掲げる者

(4) 暴 力 行 為、 著 し 1 迷惑 行 為、 器 物 破 損 行 為 等が 認  $\Diamond$ 5 れ

る患者

(5)その 他 利 用者 0 状況等 か ら判 断 L て、 (1) か 5 (4)まで 0 *\*\ ずれ か に準ずると認められ る者

護補助者の場合に限る。)

兀 の 三 介 護 職 員 等 喀☆ 痰たん 吸 引 等 指 示 料 に 規 定 す る 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定

8

る

者

(1)護 定 特 す 例 介 医 る 護 居 宅 保 師 訪 問 介 が 険 護 法 置 入 浴 サ か 平 介 れ 成 7 護 ビ ス 九 1 費 年 な 同 条  $\mathcal{O}$ 法 V 支給 第 律 場 七 第 合 に 百 項 に に 係 二十三号) 限 る。) 規 る 定す 同 法 又 Ź 第 は 第 通 八 同 条 兀 所 条第 第 十二条 介 護、 + 項 <del>\_\_</del> に 第 同 項 条 規定 に 第 項 規 す 第 九 定す 項 る 二号 E 訪 る 規 間 及 特 び 定 介 定 す 第三号 護 施 る 設 短 同 入 期 条  $\mathcal{O}$ 居 第三 規 入 者 定 所 生 項 に 生 活 活 ょ に 介 規 る 介

護

を行

う

者

- (2)(3)下 規 12 項 定 係 介 に 介 介 す 規 護 護 る る 定 護 保 保 地 予 介 す 険 域 険 法 防 護 法 る 密 予 介 第 第 訪 着 型 兀 間 防 五. 護 十三 十二条 サ 介 通 予 護 所 防 等 条 介 訪 ピ 護 第 の 三 間 ス とい 又 介 護、 第 項 は 地 う。) 12 同 域 項 条 規 同 密 第二号 第 条 定 着 に 第 す + 型介 係 三 る る指 指 0 項 項 護 規定による に に 定 老 定を受けて 規 規 介 人 定 定 護 福 す す 予 祉 Ź る 防 施 特 介 介 サ い 設 護 例 護 る者 入 予 地 予 ピ 所者 防 域 防 ス 12 密 特 事 訪 生 限 業 着 定 間 活 る。) 型介 者 施 入 介 設 浴 護 護 同 入 介 を除 以サー 居 護、 法 者 第 ر د د 生 同 八 ピ 活 ス 条 条 第 を 費 介  $\mathcal{O}$ \_ 行 護 七  $\mathcal{O}$ 支 第二 う 項 ( 以 者 給 12
- (4)医 に 師 係 介 護 が る 置 保 介 護 か 険 れ 予 法 て 第 防 1 訪 五. な 問 + 1 介 兀 場 護 条 合に限り 等 第 又 項 は (る。) 第 同 法 二号及び 第 を行う者 八 条 第三号 の 二 第 九  $\mathcal{O}$ 規 項 E 定 規 に ょ 定する介護 る 特 例 介 子 護 防 予 防 短 期 サ 入 ] 所 ピ 生 ス 活 費 介  $\mathcal{O}$ 支 護 給

- (5)介 護 保 険 法 第 五. + 兀 条  $\mathcal{O}$ 第 項 に 規 定 す る指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ĺ ピ ス 事 業 者
- (6)支 給 介 に 護 係 保 る 険 地 法 域 第 密 五. 着 + 型 兀 介 条 護  $\mathcal{O}$ 予 防 第 サ 項 第 ピ ス 号 を 行  $\mathcal{O}$ う者 規 定 に ょ る 特 例 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ピ ス 費

 $\mathcal{O}$ 

- (7)介 護 介 等 護 に 保 限 険 る。) 法 第 沿百十五. 又は 地 条 域  $\mathcal{O}$ 密 兀 着 + 型介 五 第二 護予 項 防 第 サ ] 뭉 ビ  $\mathcal{O}$ ス 規 のうち 定 による介護予 市 町 村 が 定め 防 サ る ] ŧ ビス Oを行う **介** 護予 防 訪 間
- (8)準 者 害 条 る  $\mathcal{O}$ ス 同 同 場 <u>ー</u>に 第二 福 行 障 項 0 令 平 に 第 害 合を除く。)、 医 事 援 祉 成 兀 護 項 者 規 療 規 業 サ 定す 定 に 自 を + に + 機 行 八 <u>\f</u> す 八 係 規 ビ 関 定 支援法に基づ る基 る う 条 る 年 ス が 者、 · 厚 基 第 指 す  $\mathcal{O}$ 行 準 準 る 生 う場 事 定 同 一労働 該 該 業 障 重 同 項 令第百二十七条第 当 当 度 令  $\mathcal{O}$ を 害 合 省 短 生 第 行 福 訪 重 及 · く指: 1令第 期 活 度 間 う 七 祉 び 者 介 入 介 + 訪 サ 医 百七 定 所 護 八 護 間 師 障 事 事 条 に 同 ビ 介 を置く 業者 業者 + 害 護、 係 第 令 ス る指 福 第  $\mathcal{O}$ 号) 項 事 祉 同 匹 項 こととされ 医 + 業 定 サ に 行 同 に 療 第 令 規 援 障 兀 又 規 第 は 兀 機 定 害 ピ 護 条 定する指 条 関 百 す ス 及 第 同 福 が + る 第 0 び 条 祉 てい 八 指 第 事 項 行う場 行 サ 業等 条 定 12 兀 項 動 る場 定 第 規 項 ピ に 生 援 重 合及び 活 護 定 12 ス 規 0 王度 障· 合を除 項 に す 定 人員、 介 規  $\mathcal{O}$ す 護 定 事 る 12 係 害者等包括支援事業者 医 規 基 す 業 Ź 事 る く。 )、 指 設 師 定 業 基 る 準 を す 備 行 者 該 同 定 準 当 居宅 置くこととされ 該 条 る 動 及 同 第三 指 当 援 び 居 同 令 令 障 宅 護 介 定 運 第 護 項 営 短 第 害 介 に 百 に に 期 係 九 福 護  $\mathcal{O}$ 関 規 事 入 十 祉 事 る + 定 す 所 几 サ 業 指 業 Ś 7 者 す 五. 事 条 定 業 基 同 条 ピ 障 る 同 1 第

労 に 令 準 同 練 移 規 第 該 百 令 当 行 定 機 第 百 す 条 支 就 百 能  $\overline{+}$ 労 第 援 る 六 訓 継 基 + 事 八 練 業 六 続 項 潍 条 支 者、 に 条 に 該 事 援 当 規 第 業 規 В 定 同 自 者 定 す 型 す 令 立 項 事 る 第 に 同 る 訓 指定 業 規 令 指 百 練 者 八 定 第 定 及 就 + 生 す 共 百 六 労 る 六 び 活 同 十三 同 継 条 指 生 訓 令 第 活 定 続 練 第 支 条 自 介 事 援 項 立. に 護 業 百 に 規 В 訓 事 者 型 規 業 八 練 定 条 事 定 す 者 業 に す 生 る 同 規 Ź 基 者 令 活 同 定 指 第 令 訓 準 す 練) 第 同 定 百 該 Ś 当 令 就 七 百 指 第 労 + 事 自 五. 定 <u>一</u>百 継 五. 業 + 立. 六 共 続 条 者 訓  $\equiv$ 同 支 第 条 練 生 条 援 に 同 活 第 項 令 機 規 Α 援 型 定 に 百 能 項 す 助 事 規 七 訓 事 12 業 + -定 練 る 者、 規 す 指 業 条 定 者 る 事 定 指 す 同 第 業 自 る <u>寸</u> 令 定 者 基 項 訓 第 就

(9)達 業 わ 放 11 う。 支援 + 課 を 児 せ 行 童 る 後 兀 等 年 Ł 以 セ う 福 デ 厚 祉 事  $\mathcal{O}$ 下 ン タ 業 生 法 で 1 同 サ 労 あ 所 12 じ。 <u>)</u> 基 る 又 が 働 づ 場 は 省 ピ 児 を 合 令 < ス 主 童 通 を لح 第 指  $\mathcal{O}$ 福 わ 除 事 L + 定 祉 業 せ て 五. 法 障 る 重 号) 害 を 昭 行 ŧ 症 児 第  $\mathcal{O}$ 和 う 心 通 者 兀 で 身 所 + = あ 障 支 条 当 援 る 害 に 場 児 該 年 規  $\mathcal{O}$ 定 事 合 事 法 (同 業 を す 業 律 を 除 等 法 第 る 行 指 第 く 。 )  $\mathcal{O}$ 百 六 う 七 定 人 事 条 + 児 員 及 業 第二 童 兀 び 設 号) 所 発 同 が 項 達 備 令 主 第 支 及 に 第 لح 規 援 兀 び 六 定 L 十三  $\mathcal{O}$ 運 + て す 事 営 五. 条 業 12 重 る 条 症 重 関 に を 行 症 す に 規 心 規 身 心 定 う る 者 障 定 身 す 基 る 準 害 す 障 (当 児 る 害 児 平 指 該 を 児 童 通 定 を 発 事 成

(10)業 を行 障 害 う者、 者 自 立 支 同 条 援 第 法 二十六 平 成 項 + E 七 · 規 年 定 法 す 律 る地 <del>.</del> 第 百二十三号) 域 活動 支援 セ 第 ン 五. ター 条 第 を 経 + 営 五. す 項 る事 に 規 業を行う 定 す る 移 者 動 支 同 援 条 事

第二十 七 項 12 規 定す る 福 祉 ホ ム を 経 営 す る事 業 を 行う者 並 び に 同 法 第 七  $\overline{+}$ 七 条 及 び 第 七 十八

条 に · 規 定 す る 地 域 生 活 . 支援 事 業 を 行 う 者 同 法 第 五. 条 第二 + 五. 項 12 規 定 す る 移 動 支 援 事 業 を行

う者、 同 条 第二十 六 項 に 規 定す る 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ] を 経 営 す Ź 事 業 を 行 う者及 び 同 条 第二

十 七 項 に 規 定する 福 祉 ホ A を 経 営す る事 ·業を. 行う者を除

五 在 宅 患 者 訪 間 栄 養 食 事 指 導 料 12 規 定す る特 別 食

疾 病 治 療  $\mathcal{O}$ 直 接 手段として、 医 師  $\mathcal{O}$ 発 行 す る食事 せ  $\lambda$ に 基 づき提供された適切 な栄 養 量及び 内

容を有する別表第三に掲げる特別食

六 在 宅自 己 注 射 指 導 管 理 料 注入器. 加 算、 間 歌注入シリンジポ ンプ 加算及び 注入器用注 射 針 加 算

に規定する注射薬

別表第九に掲げる注射薬

の 二 在 宅 妊 娠 糖 尿 病 患 者 指 導 管 理 料 及 び 血. 糖自 己 測 定 器 加 算 に 規 定 す る厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る

者

六

妊 娠 糖 尿 病  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て 周 産 期 に お け る 合 併 症  $\mathcal{O}$ 危 険 性 が 高 V) 者 血 糖 0 自 己 測 定を必 要と

するものに限る。)

六の三 在 宅 Ш. 液 透析 指 導 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

在 宅血 液透析に係 る医療を提供す るに つき必要な体制が整備され ていること。

六 0) 兀 在 宅 小 児 経 管 栄 養 法 指 導 管 理 料 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る

次のいずれかに該当する者

- (1)経  $\Box$ 摂 取 が 著 L < 木 難 な + 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 者
- (2)+ 五. 歳 以 上  $\mathcal{O}$ 者 で あ 0 7 経 П 摂 取 が 著 L < 木 難 で あ る 状 態 が + 五 歳 未 満 か 5 継 続 L 7 1 る t

 $\mathcal{O}$ 体 重 が 二 + 丰 口 グ ラ A 未 満 で あ る 場 合 に 限 る。)

六 0) 五. 在 宅 悪 性 腫 瘍 患 者 共 同 指 導 管 理 料 に 規 定す る 厚 生労働 大臣 が 定 め る保 険 医 療機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医

緩和ケアに関する研修を受けた医師

六  $\mathcal{O}$ 六 在 宅 難 治 性 皮 膚 疾 患 処 置 指 導 管 理 料 に 規 定す うる疾 患

別表第九の一の二に掲げる疾患

七 地 域 医 療 連 携 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 診療所であること。
- (2)夜 間 休 日 等 に お け る 緊 急 時  $\mathcal{O}$ 体 制 を 継 続 的 12 確 保 す Ź た め、 診 療 報 膕  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 別 表 第二

歯 科 診 療 報 膕 点 数 表 以 下 歯 科 点 数 表 لح 1 う。 区 分 番 号 Α 0 0 0 12 掲 げ る 初 診 料  $\mathcal{O}$ 注 2

 $\mathcal{O}$ 届 出 を 行 0 た 病 院 で あ る 保 険 医 療 機 関 及 び そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 歯 科  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ る 地 域

医療支援体制を備えていること。

八 在 宅患 者歯 科 治 療 総 合 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設基 準 等

(1) 在宅 患者: 歯 科 治 療総 合 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 治 療 当 後 該 に 療 お 養 け を行うに る当 該 患 つ き、 者  $\mathcal{O}$ 全 + . 分 身 状態 な 経 を管 験 を 理 有 する する 常常 体 制 勤 が  $\mathcal{O}$ 整 歯 備 科 さ 医 れ 師 7 に *\*1 ょ り、 ること。 治療 前、 治療 中及び

歯 科 衛 生士 又 は 看 護 師 が 配 置 され --*(* \ ること。

口

ノヽ 当 該 患 者  $\mathcal{O}$ 全 身状 態  $\mathcal{O}$ 管理 を行うにつき十分な装置 ・器具を有していること。

併 設 緊急  $\mathcal{O}$ 保 時 に 険 · 円 医 滑 療 機 な 関 対 にあ 応 が っては、 できるよう、 当該保· 別 険医  $\mathcal{O}$ 保 療 険 機 医 関 療 機  $\mathcal{O}$ 医 関 との 科診療科との連 連 携 体 制 携体制) 病院であ が る医科歯科 確保され

7 ١ ر ること。 =

(2)在宅 患者歯 科治 療 総 合医療管理料に規定する疾患

別 表 第六に 撂 げ る 疾 患

第五 検 査

検 体 検 査 実 施 料 12 規 定 す んる検 体 検 査

別 表 第 九 の二に 掲 げ Ź 検 査

削 除

三 造 血 器 腫 瘍 遺伝 子 · 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

検 体検査管 理加 算  $(\Pi)$ 0 施 設基準を満たしていること。

# 三の二 HPV核酸検出の施設基準

- (1) 当該 保 険 医 療 機 関 内 . に 当: 該 検 査 を行うにつき必要な 医 師が 配置されていること。
- ② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

## 四 検体検査管理加算の施設基準

- (1) 検体検査管理加算Iの施設基準
- イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。
- 口 当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 検体検査管理加算Ⅱの施設基準
- イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機関内 に 臨 床 検 査を担当する常勤 の医 師 が 配 置されていること。
- 当該 検 (体検: 査管理を行うにつき十分な体 制が整備され ていること。
- (3) 検体検査管理加算Ⅲの施設基準
- 1 院 内 検 査 を行 0 て ζ, る 病 院 又 は診 療 所であること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関内 に 臨床 検 査を専ら 担当する常勤 の医師が が 配置されていること。
- 当 該 保 険 医 療 機関内 .に常勤  $\mathcal{O}$ 臨 床 検査 技 師が · 四 名 以上 配 置されてい ること。
- = 当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- (4) 検体検査管理加算(Vの施設基準)
- 1 院 内 検 査 を 行 0 て 7 る 病 院 又 は 診 療 所 で あること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨 床 検 査 を 専 5 担 <u>1</u>当す ^る常勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 合れ ていること。
- ハ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 常 勤  $\mathcal{O}$ 臨 床 検 査 技 師 が + 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。
- = 当 該 検 体 検 査 管 理を行うに つ き十 分な 体 制 が 整 備 され ていること。

五 遺伝カウンセリング加算の施設基準

(1)当該 保 険 医 療 機 関 内 に し 遺 伝 カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常 勤 0) 医

師が配置されていること。

- (2)当 該 力 ウン セ IJ ングを受け た全 て  $\mathcal{O}$ 患者 文は その 家族 に . 対 し て、 それぞ れ 0 患者 が . 受け たカ
- ウ ン セ IJ ン グ  $\mathcal{O}$ 内 容 が 文 書 に ょ り 交付 さ れ、 説 明 が なさ れ ていること。

六 心 臓 力 テ テ ル 法 に ょ る諸 検 査  $\mathcal{O}$ Ш. 管 内 視 鏡 検 査 加 算 人 工 膵が 臓 及び 長 期 継 続 頭 蓋 内 脳 波 検 査

の施設基準

- (1)当 該 検 査 を 行 うにつき十分な 専 用 施 設を 有 L 7 7 る 病 院 で あること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 一を行 うに · き 必 要 な 医 師 及 び 看 護 師 が 配 置 言され ていること。
- (3)緊 急 事 態 に 対 応す る た 8  $\mathcal{O}$ 体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 当該 療 養 に つき必要な体 制 が 整 備 され てい ること。

六の二 植込型心電図検査の施設基準

当 該 検 査 を行うに つき十 分 な体 制 が 整 備 され ていること。

六 が の 三 胎 児 心 工 コ 法  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行 うにつき必 要な 医 師 が 配置され ていること。
- (2)当 該 検 査 一を行 うに つき十分な 体 制 が 整 備 ざれ て ١ ر ること。

六 の 兀 皮 下 · 連 続 式 グ ル コ ] ス 測 定  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

医

- (1) 当該 保 険 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行うにつき必 要な医師が 配置されていること。
- (2)当 該 検査 を行うに つき十分な体 制 が整備され ていること。

六の 五 時 間 内 歩 行 試 験  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行うに つき必 要な 医師 が 配 置されていること。
- (2)当 該 検 査 を 行 うに つ き十 分な 体 制 が 整 備 され 7 ١ ر ること。

六 の六 ツ ド ア ツ プテ 1 ル 1 試 験  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行 うに つ き必 要 な 医 師 が 配 置 され ていること。
- (2)該 検 査 を 行 うに つき十分な 体 制 が 整 備 され て ١ ر ること。

七 光 トポ グラフ イ  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

- (1) 該 検 査 を行うに つき十分な機器及 び 施 設を有してい ること。
- (2) (1) ic 掲 げ る検査機器での検査を目的とし た 別 0 保 険 医 療 機関 か らの依頼により検査を行った

症 例 数 が、 当 該 検 査 機 器  $\mathcal{O}$ 使 用 症 例 数 0 定 割 合 以上で あること。

### 八 脳磁図の施設基準

- (1) 該 検 査 を 行 うにつき十分な機 器及び施設 を有 していること。
- (2)当 該 検 査 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 ざれ 7 ( ) ること。

九 中 枢 神 経 磁 気 刺 激によ る誘 発筋 電 义  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

- (1) 該 検 査 を行うにつき十分な機器 及 び 施 設を有していること。
- (2) (1) に 撂 げ る検査 1機器で 0) 検査 を目的 とし た別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 カ 5 の依 頼により検査を行った

症 例 数 が 当 該 検 査 機 器  $\mathcal{O}$ 使 用 症 例 数 ∅– 定割合以上であること。

### 十 神経学的検査の施設基準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行 うに つ き必 要な 医 師 が 配 置 つされ ていること。
- (2)当 該 検 査 を 行 うに . つ き十 分な 体 制 が 整 備 され 7 ١ ر ること。

# 十の二 補聴器適合検査の施設基準

- (1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を行 うに つき必 要な 医 師 が 配 置されていること。
- (2)該 検 査 一を行 うに . つき十: 分な 装 置 • 器具を有していること。

#### (1) 通 則

+

コ

ン

タ

ク

1

レ

ン

, ズ検:

査

料

0

施設

基準

1 当 該 検査を含む診 療に係る費用 に つい て、 当該保険 医 療機 関 0 見やす ĺ١ 場 所 に · 掲 示 し てい

ること。

口 当該検査を受けている全ての患者に対 して、 当該 検査を含む診療に係る費用に つい 7 説明

がなされていること。

② コンタクトレンズ検査料1の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1 当該 保険 医 療機関を受診した患者のうち、 コンタクトレ ンズに係る検査を実施した患者

0

割合が三割未満であること。

口 当該 保 険 医 療機関を受診した患者のうち、 コンタクトレ ンズに係る検査を実施 L た患 者 0)

合 が 匹 割 未 満で あ ŋ, か 当該保険 医療 機 関内 に眼 科診 療を専ら担当する常勤 0 医 師 が

配置されていること。

割

+ -の <u>-</u> 口 ] ピ ジ 彐 ン 検査 判 断 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当該保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療養 を 行うに つき必要な常 勤 の医 一師が 配置されていること。

小 児 食 物 ア V ル ギ ] 負 荷 検 査  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 検 查 を行 うにつき必 要な医 師が 配置されていること。

② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

十三 内服・点滴誘発試験の施設基準

- (1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 検 査 を行うにつき必 要な 医 師 が 配置され ていること。
- (2)該 検 査 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 **,** \ ること。

十四 センチネルリンパ節生検の施設基準

- (1) 当該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 検 査 を行うにつき必要な医 師が 配置されていること。
- (2)当 該 検査を行うにつき十分な体 制 が 整備 されていること。

十五 CT透視下気管支鏡検査加算の施設基準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

第六 画像診断

画像診断管理加算の施設基準

(1) 画像診断管理加算1の施設基準

1 放 射 線 科 を 標 標 形 L て 7 る 保 険 医 療 機 関 で あること。

- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 <u>1</u>当す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配置されていること。
- ハ 画 像 診 断 管 理 を行うに つ き十分な体 制 が 整備されていること。
- (2) 画像診断管理加算2の施設基準

イー放射線科を標榜している病院であること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 ら担当す る常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 され 7 7 ること。

に 当 0 ( ) 該 て、 保 険 口 医 に 療 規 機 定 関 す に る お 医 1 師 7 実  $\mathcal{O}$ 指 施 さ 示  $\mathcal{O}$ れ る全て 下 12 画  $\mathcal{O}$ 像 情 核 報 医 等 . 学  $\mathcal{O}$ 診 管 断 理 及 を び 行 コ 0 ン 7  $\mathcal{L}^{\circ}$ 1 ユ ること。 タ ] 断 層 撮 影 診 断

= 当該 保 険 医 療 機 関 に お け る 核 医学 診 断 及 び コ ン ピ ユ タ ĺ 断 層 撮 影 診 断 のうち、 少なくと

主治医に報告されていること。

Ł

八

割

以

上

0)

t

 $\mathcal{O}$ 

0)

読影結果が、

口

に規定する医師

により

遅くとも撮影

日

0)

<u>翌</u>

診

療

日

ま

でに

診 断 遠 料 隔 画 歯 像 科 診 診 断 療 に よる写 以 外  $\mathcal{O}$ 真 診 診 療 断 に 係 (歯 るも 科診  $\mathcal{O}$ に 療 限 以 外 る。)、 の診 療 核医学 に 係 るも 診 断 及 のに び 限 コ ンピ る。)、 ユ 基 本 タ 的 エ 断 ツ 層 診 ク ス 断 線  $\mathcal{O}$ 

#### 送信側

施

設

基

潍

離 島 等 に 所在 す る保 険 医 療 機 関 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、 画 像 0) 撮 影及 び送受信 を行

うに 0 き十二 分な 機 器 及 び 施 設 を 有 L て **,** \ ること。

### (2) 受信側

1 を提 当 供す 該 保 るも 険 医 0 療 と認 機関 め 内 5 に れ 画 る病院であること。 像 診 断 を専 5 担 当す る常 勤 0 医 師 が 配置され ており、 高度 の医力

療

- 口 遠 隔 画 像 診 断 を行うに 0 き十 · 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て ١ ر ること。
- $\equiv$ ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影 及び ポ ジ 1 口 ン 断 層 • コ ン ピ ユ タ 断 層 複 合撮 影  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (1) ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影 又 は ポ ジ 1 口 ン 断 層 • コ ン ピ ユ ] タ ] 断 層 複 合 撮 影 に 係 る 診 療 料 を算定

す るた 8  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 画 像 診 断 を 担当する常勤の医 師 (核医学診断について、 相当の経験を有し、 か つ、 核医学

診 断 に係 る研修を受けた者に限 (る。) が 配置されていること。

口 当 該 断 層撮影を行うに つき十分な機器及び施設を有していること。

当該 断 層 撮 影を行うに つき十分な体制 が 整備されていること。

(2)適合 L て 7 な V 場合に . は 所定 点 数 0) 百 分  $\mathcal{O}$ 八 + に 相当する点数により算定することとなる施

設 基 淮

次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か にこ 該当すること。

1 影 を (1)行  $\mathcal{O}$ 0 口 た に 症 掲 例 げ 数 る が 診 断 当 撮 影 該 機 診 器 断 撮 で 影 0 撮 機 器 影 を目  $\mathcal{O}$ 使 用 的 とし 症 例 た 数 別  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 保 定 割 険 合 医 以 療 上 機 で 関 あること。 か 5 0 依 頼 に ょ り 撮

口 <u>\f\</u> 一行 特 定 政 法 機 人に 能 病 . 関 院、 す る法 が  $\lambda$ 律 診 療 平 連 成二十年法 携  $\mathcal{O}$ 拠 点とな 律 第 る病 九十三号) 院 又は 高 度専 第四条第 門 医 療 項に規定す に 関 す る研 Ś 究等を行う独 国立 高 度専

門医

療

研

究セ

ン

タ

0

設置する医療機関

であること。

潍

(1) 通 則

該 撮 影を行うにつき十分な機 器 及 Ţ 施 設 を有 してい ること。

(2) 64 列 以 上  $\mathcal{O}$ 7 ル チ ス ラ 1 ス 型  $\mathcal{O}$ 機器 に ょ る C Т 撮 影 及び 3 テスラ以上の 機器 による M R I 撮

影 に 関 す Ź 施 設 基 潍

1 画 像 診 断 管 理 加 算 2の施設基 準を満たしていること。

口 専 従  $\mathcal{O}$ 診 療 放 (射線技) 師 が \_\_ 名 以 上 配置され ていること。

冠 動 脈 C Т 撮 影 加 算 及 び 心 臓 M R Ι 撮 影 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

五 (1) 像診 を 専 担当す 置されていること。

当

該

保

険

医

療

機

関

内

に

画

断

5

る常

勤

 $\mathcal{O}$ 

医

師

が

配

(2)当 該 撮 影を 行 う É つ き十 -分な! 機 器 及 び 施 設 を 有 L て Į, ること。

(3)当 該 撮 影を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され 7 ζ, ること。

五. <u>の</u> 二 外 傷 全 身 C Т 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 都 道 府 県 が 定 8) る 救 急 医 療 12 関 す る 計 画 [に基] づ ١ ر て 運営され る救 命 救 急 セ ンタ 1 · を有 してい

る病 院 で あ ること。

(2)該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像診 断 を専 5 担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 が 配 置 言され ていること。

(3)当該 撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有して ١ ر ること。

(4)当 該 撮 影 を行 うに つき十分な 体 制 が 整備 され ていること。

五の三 大腸CT撮影加算の施設基準

該 撮 影 を 行 うに 0 き十 分 な 機 器 を有 L て いること。

六 歯 科 画 像 診 断 管 理 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)歯 科 点数表 区 分 番 号 A 0 0 0 に 撂 げ る初 診料  $\mathcal{O}$ 注 2 0) 届 出 を行 った病院である保険医療 ※機関

であること。

(2)当該 保険 医 心療機関-内 12 画 [像診 断を専 ら担当する常勤 0 歯科医師 が 配置されていること。

(3)画 像 診 断 管 理 を行 らに 0 き十 分 な体 制 が 整備 されてい ること。

六の二 歯 科 画 像 診 断 管 理 加 算 2 0 施 設 基 潍

(1)歯 科 点 数 表 区 分 番 号 A 0 0 0 に 撂 げ Ś 初 診 料 0 注 2 0 届 出 を 行 0 た 病 院 で あ る保 険 医 療 機 関

であること。

(2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を専 5 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 配 置 さ れ 7 *(* \ ること。

(3)当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 歯 科 用 3 次 元 工 ツ ク ス 線 断 層 撮 影 に 0 **,** \ て、 (2)に 規定する歯 科 医

師  $\mathcal{O}$ 指 示  $\mathcal{O}$ 下 に 画 像 情 報 等  $\mathcal{O}$ 管 理 を行 0 て V) ること。

(4)当 該 保 険 医 療 機 関 12 お け る 歯 科 用 3 次 元 工 ツ ク ス 線 断 層 撮 影 0 うち、 少なくとも 八割 以 Ĺ  $\mathcal{O}$ 

Ł  $\mathcal{O}$ 0 読 影結果が、 (2)に規定する歯科 医 師 により遅くとも撮影 日 の翌診 療 日までに主治 0) 歯 科

医師に報告されていること。

(5)画 像 診 断 管理 を行うにつき十分な体 制 が 整 備 されてい ること。

七 遠 隔 画 像 診 断 に ょ る 写 真 診 断 (歯 科 診 療 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に限 る。) 及 び 基本 的 工 ツ ク ス 線 診 断 料

歯科診療に係るものに限る。)の施設基準

#### 送信側

離 島 等に 所在する保険医療機関その他 の保険医療機関であって、 画像の撮影及び送受信を行

うにつき十分な機器及び施設を有していること。

#### (2) 受信側

1 当 該 保 険 医 療 機関 内 12 画 像 診 断 を 専 5 担当する常勤 の歯科医師 が配置されており、 高 度の

医 療 を 提 供 す Ź t  $\mathcal{O}$ لح 認  $\Diamond$ 5 れ る 病 院 で あること。

口 遠 隔 画 像 診 断 を行うに つき十分 な 体 制 が 整 一備され てい ること。

#### 第七 投薬

一 処方料及び処方せん料に規定する疾患

分 類 表 へに規・ 定する 疾 病  $\mathcal{O}$ う 5 別 表 第 に 撂 げ る疾 病

処方料 及び 処方せ ん料 に 規 定する抗 悪 性 腫 瘍 剤 処 方管 理 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基準

抗 悪性 腫瘍 剤処方管理を行うにつき必要な体 制 が整備され ていること。

- 射
- 外 来 化学療法 法 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進
- (1) 外 来 化 学 療法 を 行 う体 制 がそ れ ぞれ  $\mathcal{O}$ 加 算 に応じて整備されて V) ること。
- (2) 外 来 化学 療法 を行うに つ き必 要 な機 器及び + ・分な専 用 施 設 を有していること。

中

心

静

脈

注

射

用

カテ

]

テ

ル

挿

入の

注3に

規定する対象患者

別 表第 九 の二の二に掲げる 者

 $\equiv$ 無 菌 製 剤 処 理料  $\mathcal{O}$ 施 設 基準: · 等

(1) 無 菌 製剤 処 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 病 院 で あること。

口 無 菌 製 剤 処理を行うに つ き十 -分な 施設 を有り L て *(* ) ること。

無 菌 製 剤処 理 を行うに つき必 要な 体 制 が 整 備 され ていること。

(2)無 菌 製 剤 処 理 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

1 無 菌 製 剤 処 理 料 1  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

悪 性 腫 瘍 に 対 L て 用 1 る薬 剤 で あ 0 7 細 胞 毒 性 · を有、 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ に 関 し、 動 脈 注 射、 抗 悪 性 腫

瘍 剤 局 所 持続注入、 肝 動 脈塞栓を伴う抗 悪性 腫 瘍 剤 肝 動 脈内 注 入又は点滴注 射 が 行 わ れ る患

者

ロ 無菌製剤処理料2の対象患者

動 脈 注 射 若 L < は 点 滴 注 射 が 行 わ れ る 入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て 次  $\mathcal{O}$ (1)か 5 3 までに 掲 げ るも

 $\mathcal{O}$ 又 は 中 心 静 脈 注 射 若 L < は 植 込 型型 力 テ ] テ ル に ょ る 中 心 静 脈 栄 養 が 行 わ れ る 患 者

- ① 無菌治療室管理加算を算定する患者
- 2 Н Ι V 感染 者 療 養 環 境 特 別 加 算 を算 定する患者
- ③ ①又は②に準ずる患者

第

心 大血 管疾 患 IJ ハ ピ リテ ] シ 彐 ン 料、 脳 血 管 疾 患等リハ ビリ テ シ 日 ン 料 運 動 器 リハ ビリテ

(1)シ 医 日 科 料 点 数 及 び 表 第 呼 2 吸 器 章 第 IJ ハ 7 ピ 部 IJ IJ テ ハ ピ ] IJ シ テ 彐 ] ン 料 シ  $\mathcal{O}$ 日 施 ン 通 設 基 則 第 準 4 等

号に

1規定

す

う る

患

者

別

表

第

九

 $\mathcal{O}$ 

三に

撂

げ

る

患

者

(2)テ ] 心 シ 大 血 日 管 ン 料 疾 及 患 び IJ 呼 ハ 吸 ピ 器 IJ IJ テ ハ ピ シ IJ 日 テ ン 料、 シ 脳 日 ン 血 管 料 疾  $\mathcal{O}$ 施 患 等 設 リハ 基 潍 ピ リテ シ 日 ン 料、 運 動 器 IJ ノヽ ピ IJ

1 リテ 心 大 血 シ 管 日 疾 ン 料 患 IJ 又 は ハ 呼 Ľ 吸器リハ IJ テ シ ´ビリテ 彐 ン 料 シ 脳 日 血 管 ン 料 疾 患 を担当する専任 等 IJ ノヽ ピ リテ 0 ] 常勤 シ 彐 ン 医 師 料、 が そ 運 れぞれ 動 器 IJ ハ 適 切 ピ

に配

置され

۲ ر

ること。

口 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 運 動 器 IJ ハ ピ

テ シ 日 ン 料 又 は 呼 吸器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 を 担 当 す る 常 勤  $\mathcal{O}$ 看 護 師 理 学 療 法 士 作

業 療 法 士 又 は 言 語 聴 覚 士 が そ れ ぞ れ 適 切 12 配 置 さ れ 7 1 ること。

心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ リテー シ 日 ン 料、 運 動 器 リハ ピ

テ ] シ 彐 ン 料 又 は 呼 吸器リハ ビリテ シ 日 ン 料 を行うにつきそれ ぞ れ + -分 な 施 設 を 有

いること。

= 心 大 血. 管疾 患リハビ リテー シ 日 ン 料 脳 血 管 疾 患等リハビリテー シ 彐 ン 料、 運 動 器 リハ ピ

テ シ 彐 ン 料又 は 呼 吸器リハ ビリテ ] シ 彐 ン 料 を行うにつきそれぞれ 必要なる 器 械 • 器 具が

具備されていること。

ホ 脳 血 管 疾 患 等 リハビ リテ ] シ 日 ン 料 に 0 1 7 は、 定 期 的 に、 脳 Ш. 管 疾 患等リハビリテ

日 ン  $\mathcal{O}$ 実 施 状 況 を 地 方 厚 生 局 長 等 に 報 告 L て 1 ること。

心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ビ IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

(3)

別表第九の四に掲げる患者

(4)脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象

患者

別表第九の五に掲げる患者

(5)運 動 器 IJ ノヽ ピ リテ ] シ 日 ン 料 0 対 象 患者等

別表第九の六に掲げる患者

(6)呼 吸 器 IJ ノヽ F, IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別表第九の七に掲げる患者

(7) 心 大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患 等リ ハ ピ ij テ ] シ 日 ン 料、 運 動 器 リハ ピ IJ

テ シ 日 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 に 規定 す る 算 定 日 数  $\mathcal{O}$ 上 限  $\mathcal{O}$ 除 外 対 象 患 者

別表第九の八に掲げる患者

(8)心 大 血 管 疾 患リ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患等リ ハ ピ リテ ] シ 日 ン 料 運 動 器リ ハ ビリ

テ シ 日 ン 料 及 び 呼吸器 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料 に 規定 す る 別 に 厚 生労 働 大 臣 が 定  $\otimes$ る 場 合

別表第九の九に掲げる場合

(9)心 大 血 管 疾 患 IJ ハ F, IJ テ シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患 等 ij ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料、 運 動 器 IJ

ハ

ビリ

シ 日 ン 料 及 U 呼吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 12 規 定 す る 初 期 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

テ

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に IJ ノヽ ピ IJ テ シ 日 ン 科  $\mathcal{O}$ 常 勤 医 師 が 配 置 3 れ 7 7 ること。

難 病 患 者 IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 築

(1)難 病 患 者 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 難 病 患 者 IJ ハ ビリテ シ 日 ン を 担当する専任 |の常! 勤 医 師 が 名 以 上

配置されていること。

口 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 難 病 患者 IJ ハ ビリテ シ 彐 ン を担当する専 従 0 看 護師、 理学 療 法 士

又 は 作 業 療 法 士 が 適 切 に 配 置 っされ 7 7 ること。

患 者 数 は 看 護 師 理学療 法 士 又 は 作 業 療 法 士を含む 従事 者の 数に対 L 適 切 な もの で ある

کے

= 難 病 患者リハビリテ Ì シ ヨン を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ 難 病 患者リハ ビリテー シ ヨン を行うにつき必要な器械 器 具が具備されていること。

② 難病患者リハビリテーション料に規定する疾患及び状態

難病患者リハビリテーション料に規定する疾患

1

別表第十に掲げる疾患

難病患者リハビリテーション料に規定する状態

口

別 表 第 + に · 掲 げ る疾 患 を 原 因 とし 7 日 常 生 活 動 作 に 著 L *( )* 支障 を 来 L 7 ( ) る状 態 **(**身 体 障

者 福 祉 法 (昭 和 <u>一</u> 十 兀 年 法 律 第 二百八十三号) 第十 五. 条に 規定する身体 <u>障</u> 害者 手 帳  $\mathcal{O}$ 交付

を受けている場合を除く。)

害

 $\equiv$ 障 · 害 児 (者) IJ ハ ピ リテ 1 シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 一準等

(1) 障 害 児 (者) IJ ハ ビリテ ] シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

1 児 童 福 祉法第 四十二条第二号に規定す る医療型障害児 入所施設 (主として肢体不自 由 0 あ

指 る児 施 定 7 童 医 療 又 1 機 は る 患 関 重 者 又 症  $\mathcal{O}$ は 心 うち、 保 身 険 障 害 医 概 療 児 機 ね を 関 八 入所させ 割 で あ 以 上 0 が 7 る 当該 別 ŧ 表  $\mathcal{O}$ 第 保 に + 険 限 医 の二に該当する る。) 療 機 若 関 L に Š お は 1 患 7 同 者 IJ 法 第 ハ (ただ 六 ピ リテ 条 L の二に 加 ] 齢 シ 規 に 日 伴 定 す を 0 実

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 障 害 児 (者) IJ ハ ビリテー シ 彐 ンを担当する専任の常勤 医 師 が 名

当該 保 険 医 療 機 関 内に障 !害児 (者) リハビリテー シ 日 ン を担当する専 従の常勤 看護 師、

常

以

上

配

置

さ

れ

てい

ること。

生ずる心

身

 $\mathcal{O}$ 

変

化

に 起

因

す

Ś

疾

病

 $\mathcal{O}$ 

者

を除

₹ •

であるもの。

勤 理 学療 法 士 又 は 常常 勤 作 業 療 法 士が 適 切 に 配 置されてい ること。

= 言 語 聴 覚 療 法を行う場 一合に あっては、 ノヽ に · 加え、 常勤 0) 言 語 聴 覚 士が 適切 E 配 置され てい

ること。

ホ 障 :害児 (者) IJ ハ ピ リテ ] シ 彐 ン を行うに つき十 分な 専 用 施 設 を 有 L 7 *(* ) ること。

障 害 児 (者) IJ ノヽ ピ リリテ 1 シ 日 ン を行うに つき必 要な 器械 器 具が 具備されていること。

(2)障 害 児 (者) IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別表第十の二に掲げる患者

三 の 二 が  $\lambda$ 患 者 ij ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) がん患者リハビリテーション料の施設基準

1 す 当該 る 専 任 保 険  $\mathcal{O}$ 常 医 勤 療 医 機 関 師 内 が に 名 が  $\lambda$ 以 患者 上 配 置 に . 対 す され るリハビリテ ていること。 シ 彐 ン を行うにつき十分 な経 験 がを有

口 す る専 当 該 従 保  $\mathcal{O}$ 険 常 医 勤 療 理 機 学 関 療 内 法 に 士 が W 常勤 患 者 作 に .: 業 対 す 療 んるリ 法 士 又 ハ んは常 ビリテ 勤 言 シ 語 聴 彐 覚 ン 士が二名以上配 を行うにつき十分な経 置 っされ 験 て を有 1 る

当該患者について、 リハビリテー シ ョン総合計 画 評価 料に規定するリハビリテーシ 彐 ン 計

画

を

月

口

以

上

作成していること。

= が  $\lambda$ 患者 に対するリハビ リテーシ 彐 ン を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ が  $\lambda$ 患者に対するリハビリテー シ 彐 ンを行うにつき必要な器械 • 器具が具備されているこ

(2)が  $\lambda$ 患 者 IJ ハ ピ リテ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

کے

集 寸 コ 3 ユ = ケ シ 彐 ン 療 法 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準 쑄

兀

別

表

第

+

 $\mathcal{O}$ 

一の二に

掲

げ

る

患

者

(1)集 寸 コ ? ユ = ケ ] シ 日 ン 療 法 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

1 血 管 脳 疾 血 患等 管 疾 ij 患等 ハ ピ IJ リテ ハ ピ リテ 1 シ ] 日 ン シ 料 (Ⅲ) 日 ン 又は 料 ( I ) 障害児 脳 血 管疾患等 (者) リハ リハビリテ ビリテー ] シ 彐 シ ン 彐 料 ン 料 0 届 (II)出を行 若 L < 、は脳 って

1 る 施 設 で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 集 寸 コ 3 ユ ニケ シ 彐 ン 療 法 で あ る 言 語 聴 覚 療 法 . を担当す うる専任 0)

常 勤 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 集 寸 コ ? ユ ニケー シ 日 ン 療法 で ある 言語: 聴覚療法を担当する専 従  $\mathcal{O}$ 

言語 聴 覚 士 が 適 切 に 配 置 され て *\*\ ること。

= 患 者数 は 言 語 聴 覚 士  $\mathcal{O}$ 数 に 対 L 適切なものであること。

療法であ 語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有

ること。

ホ

集

団

コ

?

ユ

=

ケ

]

シ

彐

ン

る言

てい

集 団 コミュ = ケ シ 彐 ン 療法である言語聴覚療法を行うにつき必要な器械 器具が具備さ

れ て 1 ること。

(2)集 寸 コ ? ユニケ シ 日 ン 療 法  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

別 表 第 + 0 <u>\_</u> 三に 撂 げ る 患 者

第十 精 神 科 専 門 療 法

精 神 科 作 業 療 法 精 神 科 シ 日 1 ケア、 精 神 科 ディ・ ケア、 精 神 科 ナイト・ ケ ア若しくは精

神 科 デ 1 ナ 1  $\vdash$ ケ ア 又 は 重 度 認 知 症 患者、 デ 1 ケ ア  $\mathcal{O}$ 施 設 基

準

(1) 当該 保 険 医 療 機 関 内 に精神科 作業 療法につ V) ては 作業療法士 が、 精神 ·科シ 日 1 ケア、 精

デ 神 1 科 デ 1 ケ ア に ケ ア、 0 1 7 精 は 神 必 科 要 ナ な 1 従 1 事 者 ケア が 若 そ L < れ ぞ は れ 精 適 神 切 科 12 デ 配 1 置 さ ナ れ 1 7 1 7 ること。 ケ ア 又 は 重 度 認 知 症 患 者

(2)デ 神 科デ 1 患 者 ケ 数 1 ア は に ケ ア、 精 0 1 神 7 精 科 神 作 は 業 必 科 要 ナ 療 な 法 1 従 に 1 事 0 者 ケ 1  $\mathcal{O}$ T 7 若 数 は に L 作 対 < 業 L 療 は て、 精 法 神 士 そ 科  $\mathcal{O}$ デ れ 数 ぞ 1 に れ 対 ナ 適 L 切 1 て な 1 ŧ 精 ケ 神  $\mathcal{O}$ で ア 科 あ 又 シ ること。 は 日 重 度 1 認 ケ 知 ア、 症 患 精 者

(3)< 有 は 当 L 7 精 該 神 精 1 ること。 科 神 デ 科 1 作 業 • ナ 療 法 1 1 精 ケ 神 T 科 又 シ は 彐 重 ] 度 1 認 ケア、 知 症 患 者 精 神 デ 1 科 デ ケア 1 を行うに ケ ア、 精 つき十 神 科 ナ -分 な イト 専 用 ケ 施 ア 設 若

を

の <u>-</u> 認 知 療 法 認 知 行 動 療 法  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

該 保 険 医 療 機 関 に お け る 認 知 療 法 • 認 知 行 動 療 法 に 関 す る講 習 [を受 け た 医 師 0 有 無 を 地 方 厚

生局長等に届け出ていること。

の 三 精 神 科 訪 問 看 護 指 滇 料 12 規 定 す る 長 時 間  $\mathcal{O}$ 訪 間 を 要 す る 者

(1) $\mathcal{O}$ 注 十 五. 1 歳 12 規 未 定 満 す  $\mathcal{O}$ る 小 超 児 重 で あ 症  $\mathcal{O}$ 0 状 て、 態 又 超 は 重 超 症 児 重 症 者 児 (者) 入 院 入 診 院 療 診 加 療 算 加 • 算 潍 超 準 重 超 症 児 重 症 (者) 児 (者 入 院 診 入 院 療 診 加 算 療

(2) 別表第八に掲げる者

加

算

 $\mathcal{O}$ 

注

2

に

規

定

す

る

準

超

重

症

 $\mathcal{O}$ 

状

態

に

あ

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

(3)医 師 が 診 療 に 基 一づき、 患者  $\mathcal{O}$ 急 性 増悪 等に ょ り <u>ー</u> 時 的 に 頻 口 0 訪 間 看 護 指 導 を行 う必

を認めた者

 $\mathcal{O}$ 兀 治 療 抵 抗 性 統 合 失調: 症 治療 指 導管 理 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 に 統 合 失 調 症  $\mathcal{O}$ 診 断 及 び 治 療 に 関 す る十分な経験を有する常勤 医師 及 へび 常

勤の薬剤師が配置されていること。

(2)薬 剤 に ょ る 副 作 用 が 発現 した場合に適切に対応するための 体制が整備されていること。

一 医療保護入院等診療料の施設基準

(1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に 精 神 保 健 指定 医 がが 適 切 に 配置され ていること。

(2)医 療 保 護 入 院 等に 係 る患 者に . 対 す る行 動 制 限 を 必 要 最 小 限の ものとするため、 医師、 看護師

及 び 精 神 保 健 福 祉 士 等 で 構 成さ れ た委員 会を 設 置 L 7 いること。

重 度認 知 症 患者、 デ 1 ケ ア 料  $\mathcal{O}$ 夜 間 ケ ア 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

三

夜 間 に お 1 て、 必 要な 従 事 者が 適 切 に 配 置 され てい ること。

第十一 処置

一 エタノールの局所注入の施設基準

(1) 甲 状 腺 又 は 副 甲 · 状腺 に 対 す る 工 タ ノ | ル の局 所注入を行うにつき必要な器械 器具が具備さ

れていること。

(2)甲 状 腺 又 は 副 甲 · 状腺 に 対 す る 工 タ ノ | ル 0) 局 所 注 入を行うに つき必 要な体 制 が 整 備 ざれ てい

ること。

人工腎臓 に 規定する厚生 労 働 大臣 が 定 め る 注 対薬等

(1) 人工 腎 臓 に 規 定 す る 注 射 薬

· 掲 げ る注 薬

別

表

第

+

・の三に

射

(2) 人工 腎臓  $\mathcal{O}$ 算 定 口 数 上 限  $\mathcal{O}$ 除 外 患者

妊 娠 中  $\mathcal{O}$ 患 者

(3)透 析 液 水 質 確 保 加算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

透 析 液  $\mathcal{O}$ 水質を管理す る専 任 0 医 師 又 は 専 任 一の臨 床 工 一学技 士が一名以 上配 置され 7 **(** ) るこ

کے

1

透 析 治 1療に用 7 る装置 及び透り 析 液 の水質を管理するに つき十分な体 制 が 整 備 さ れ 7 1 るこ

と。

口

 $\equiv$ 歯 科 点 数 表 第2章 第 8 部 処 置 に 規定する特定薬 剤

使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 (薬 価 基 準) (平成二十年厚生労働省告示第六十号) 別 表第 4 部 歯科用 薬 剤外

用 薬 (1)に 掲 げ る薬 剤 及 び 別 表 第十一 に掲げる薬剤

兀 酸化窒素吸入療 法 0 施設基準

### 第十二 手術

医 科 点 数表 第2章: 第 10 部 手 術 通 則 第 4 号に 掲 げる 手 術 0 施 設 基

潍

#### (1) 緊 通 急 則

緊 急 事 態 に対応するための体 制その 他当該療養を行うにつき必要な体制 が 整 備 言れ \_ るこ

(2)録  $\sim$ 部 骨 脊 内 角 極 1 分 計 ] 又 内 膜 植 椎 形 皮 膚 摘 肺 は 視 骨 ス 成 込 切 出 X 移 乳 術 鏡 除 術 全 悪 を含 術、 性 ] 植 が を 摘 術 骨 力 術 用 術 腫 W 」む。)、 両 瘍 移 工 1 セ 小 る 移 経 ン 動 キ 切 頭 室 植 チ t シ 除 皮 蓋 を伴う  $\sim$ 術 的 ネ  $\mathcal{O}$ 7 骨 術 脳 ] 冠 ル レ 刺 形  $\sim$ ス 場合 (悪性 動 成 IJ 激 人工内 メー ン 脈 ザ 手 装 ス 黒色 形 パ に ] 置 術 力 メ 成 一交換 限 節 に 令骨 耳 1 術 る。)、 ょ 加 腫 植 移植 力 算 る 術 移 センチネ 込 ] 特 2 動 ŧ 術 術、 交 殊 を を 乳  $\mathcal{O}$ 脊 /換術 カテーテ 伴 算定す に 鬜 腺 上 両 うも ル 限 刺 悪 一顎 小 リンパ る。)、 性 激 骨 室ペ 植 る場  $\mathcal{O}$ 腫 装 形 込 ル に 置 瘍 成 ] 型 に 合 節 限 網 植 手 術 ス 心 よるも . る。)、 に 加算を算定する場合に限る。)、 術 膜 込 メー 電図 限 術、 付 骨 る。)、 乳 着 移 力 記 *Ø*, 脊 脳 動 が 組 録 織 髄 刺 を ん 計 交換術、 伴 激 セ を 刺 経 同 移 う場 種 ン 含 激 装 皮 植 チ 装 置 的 死 む 術 ネ 中 体 合 硝 置 植 植 に 1.込型除 隔 交 込 ル 肺 子 植 術 リン 限 換 移 体 心 込 る。)、 植 術 型 筋 切 (頭 パ 細 焼 術 心 除 蓋 節 術 治 動 電 灼 器 下 内 図 術、 生体 療 腫 加 移 記 顎 的 電 瘍 算 眼

胎 超 術 ダ 早 グ 植 水 腫 同 植 脈 盤 音 瘍 術 圧 期 X 機 種 认 バ 腹 悪 型 ] 能 物が 波 拡 手 死 ル 腔 合 術 ジ 補 療 張 性 体 付 植 法 き 込 血 術 鏡 腫 肝 コ 助 ン 腎 管 瘍 型 移 植 下 ン 人 パ 腫 腹 腹 大 植 V 小 1 除 工 込 ン 瘍 腔 腔 腸 型 切 術 細 口 心 ピ 凝 開 ザ 粘 鏡 鏡 臓 除 動 ン 固 器 腎 下 膜 腹 下 ル グ 細 腔 胯ょ 部 手 焼 下 交 前 非 動 法 焼 脱さ 分 鏡 術 器 換 灼 <u>\\ \</u> 層 拍 灼 腺 悪 切 剥は 術 下 術 交 動 Ι 術 除 膵が 悪 性 離  $\mathcal{O}$ 体 換 流 Α 冷冷 体 外 施 術 術 性 腫 型)、 両 術 В 設 腫 瘍 尾 衝 室 Р 凍 撃 瘍 手 腹 腹 部  $\sim$ 基 経 法 凝 同 腔 腔 ] 術 波 手 腫 進 静 古 種 鏡 術 鏡 瘍 胆 シ 脈 に 心 補 切 ン 人 下 下 石 雷 ょ 移 腹 グ 工 小 小 除 破 助 る 極 植 腔 尿 砕 機 切 切 術 人 抜 t 術 開 鏡 道 開 術 工 能 去  $\mathcal{O}$ 括 腎 副 下 付 同 心 術 同 腎 摘 種 腹 小 約 臓 き 同 種 摘 腔; 植 切 筋 出 死 V 種 開 術 体 鏡 心 植 出 込 植 死 肺 術 膵が 型 下 前 込 込 ザ 体 腹 移 移 除 立 肝 型 腎 腺 置 腔 体 植 植 切 細 補 シ 移 術 悪 鏡 外 術 除 換 動 助 植 器 性 術 下 衝 術 人 ス 術 経 擊 腫 小 同 移 工 を 波 生 皮 焦 瘍 切 種 植 生 心 用 開 的 腎 体 点 術 手 死 体 臓 1 腎 術 部 大 式 体 • 唘 る 膵が 及 高 尿 分 動 両 移 拍 t 尿 管 腎 肝 脈 室 び 工 植 動  $\mathcal{O}$ 管 遮 ~° 内 ネ 結 移 移 術 流 視 石 植 断 ] ル 植 型) ギ 胯。 悪 破 術 大 鏡 術 術 シ 脱さ 性 砕 動 的 

1 計 内 切 当 摘 視 除 出 鏡 術 該 術 を 療 養 用 工 膀ゥ を 1 丰 脱る 行 る シ 水 う t 7 圧 に  $\mathcal{O}$ V 拡 0 張 き十 ザ 乳 術 腺 分 に 悪 <u>~</u>° な ょ 性 ] 専 る 腫 ス 用 £ 瘍 X 施  $\mathcal{O}$ 手 設 に 術 を 力 限 有 る。 植 移 L 込 植 7 型 術 7 網 心 る 膜 電  $\sim$ 病 付 义 ] 院 着 記 で ス 組 録 あ X 織 計 ] ること。 を 移 力 含 植 ] む 交換 術 硝 ただ 子 術 植 体 及 し、 込 型 切 び 大 除 治 心 動 電 術 療 脈 义 的 バ 眼 記 角 内 ル 録 膜

口 植 り、 当 術 に 及びペ パンピング法 ょ 植 該 るも 込 保 型 険 心 医  $\mathcal{O}$ 電 ス に 療 义 機 メ 限 記 ] 関 る。)、 Î 録 力 内 計 A ] に当該 移植 В 交換 乳 Р 腺 法) 術 術 療養を行うにつき必要な医師 悪 及 12 性 につい び 係 腫 植 る届 傷手 込 型心 ては 出 術 を行った診 及 電 び 診療 図 ... 膀ョ 記 脱っ 所 録 水 計 療 治 圧 摘 所に限る。) 拡 出 療 及び 張 術 的 術 に 角 看 に 膜 0 護 V) 0 切 師 でもよ 7 1 除 が 7 は 術 配 は <u>~</u>° <u>(</u>エ 置されてい ] 有 いこととする。 床 丰 ス 診 シ X 療 7 力 所 レ るこ に 移 限 ザ

医 科点数表第2章第 10部手術 通 則第5号及び第6号並びに歯科点数表第2章第9部 手術 通 則第

4号に掲

げる手

術

 $\mathcal{O}$ 

施

設

基

進

(1) 緊 急 事 態 に 対 応す るため  $\mathcal{O}$ 体 制そ 0 他当 該療養を行うにつき必要な体 制 が 整備されてい るこ

(3)(2)当 該 該 保 手 術 険 医  $\mathcal{O}$ 療 年 機 関 間 内  $\mathcal{O}$ 実 に <u>、</u>当 施 件 該 数 療 を 養 当 を行 該 うに 保 険 つ 医 き必 療 機 要 関 な  $\mathcal{O}$ 見 医 B 師 す が 1 配 場 置 さ 所 に れ 掲 て 示 1 ること。 L てい ること。

(4)手 術 を受け る全 て  $\mathcal{O}$ 患 者 に対対 L って、 それぞれ  $\mathcal{O}$ 患 者 が 受け る 手 術 0) 内 容 が 文書により交付さ

れ 説 明 が なされてい ること。

手 術  $\mathcal{O}$ 所定· 剤に係 点数 12 る薬剤 含ま れ る薬剤

三

外

皮用

消

毒

三の二 輸血管理料の施設基準

- (1) 輸血管理料Ⅰの施設基準
- イ 当該 保 険 医 療 機関 内 に 臨 床 検 査技 師 が常 時 ·一名以· 上 配置されていること。
- ロ 輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 輸血管理料Ⅱの施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3) 輸血適正使用加算の施設基準

輸血製剤が適正に使用されていること。

三の二の二 自己生体組織接着剤作成術の施設基準

(1) 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている病院

であること。

- (2)当該 保 険 医 療 機 関 内 . に 当: 該 療 養 を行 うにつき必 要な 医 師 が 配 置され ていること。
- 三の二 <u>の</u> 三 人工 肛っ 門 • 人工 胯が 脱っ 造 設 術 前 処 置 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

当該保 険 医 療 機 関 内 .に当該. 療養 を行うに つき必要 な 医 師 及び 看護師が 配 置されていること。

- 三の二の 匹 内 視 鏡 手 術 用支援 機 器 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1) 該 療 養 を行うにつき十分な 体 制 が 整備され てい る病院 であること。
- (2)当該 保険 医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が 配置されていること。

- (3) 該 療 養 を行うにつき十分な 機 器 及 び 施 設を有 7 いること。
- 三の三 歯 周 組 織 再 生 誘 導 手 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 進

歯 科 又 は 歯 科  $\Box$ 腔分 外 科 を 担 当する歯 科 医 師 とし 7 相当の 経 験を有する歯科医師 が 名以上 一配置

されていること。

三の 兀 手 術 時 歯 根 面 レ ザ ĺ 応用 加 算 0 施設基 進

当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。

三 の 五 歯 .科点数表第2章第9部手術に掲げる上顎骨形成術 (骨移動を伴う場合に限る。)

及び下

顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)の施設基準

(1) 緊急 事 態に対応するため  $\hat{\mathcal{O}}$ 体 制その他当 該療養を行うにつき必要な体制 が整備されてい るこ

لح

- (2)当 該 療 養 を行うにつき十分な 専 用 施 設 を有 L て ( ) る病 院 であること。
- (3)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 療 養 を行うに つき必 要な 歯 科 医 師 及び看 護師 が 配 置され 7 7 るこ

ک

三の六 広 範 进 顎 骨 支持型装置 埋 入 手 術  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 歯 科 又 は 歯 科 口 腔分 外 科を 担 1当す る 歯 科医 師として相当の経験を有する常勤の歯 科医師が二名

以上配置されていること。

- (2)当 該 療 養を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され ていること。
- (3)当 該 療 養を行うにつき十分な機器 及 び 施 設 を 有 l ていること。

兀 歯 科 点 数 表  $\mathcal{O}$ 第 2 章第9. 部 手 術 に 規定 す うる特 定 薬

使 用 薬 剤 0) 薬 価 薬 価 基 準) 別 表 第 4 部 歯 科 用 薬剤 外用薬(1)に掲げ る薬剤及び 別表第十 一に掲

剤

げる薬剤

第十二の二 麻酔

7 スク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が困難な患者

別表第十一の二に掲げる患者であって、麻酔が困難なもの

一 麻酔管理料 ()の施設基準

(1) 麻 酔 科 を 標 榜ら L て 1 る保 険 医 療 機関 であ ること。

(2)常 勤  $\mathcal{O}$ 麻 酔 に 従 事 す うる医 師 (麻 酔 科に つき医療法第六 条  $\mathcal{O}$ 六六第 項に規定する厚生労働 大臣

 $\mathcal{O}$ 許 可 を受け た 者 に 限 る。 以 下 麻 酔 科 . 標 榜<sup>ぼ</sup>う 医」 という。) が 配置されていること。

(3)麻 酔 管 理 を 行 うに つき十分な 体 制 が 整備, され ていること。

三 麻酔管理料Ⅱの施設基準

(1) 麻酔科を標榜している保険医療機関であること。

② 常勤の麻酔科標榜医が五名以上配置されていること。

(3) 麻酔 管理を行うにつき十分な体 制 が 整備され ていること。

### 第十三 放射線治療

- 一放射線治療専任加算の施設基準
- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射線 治療を専ら担当する常勤の医師 又は歯 科医師 (放射線治療につ

て、 相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を有するものに 限る。) が一名以上配置されていること。

- ② 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (3) 当該 治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
- 一 高エネルギー放射線治療の施設基準

当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

<u>ー</u>の ニ 強 度変 調 放射 線 治 療 Î M R  $\bigcup_{i=1}^{n}$  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

(1) 強度 変 調 放 射 線 治 療 Î M R  $\underbrace{\mathsf{T}}$ 0 施 設 基 潍

1 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 放射 線治 療 を 専 5 担 当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 又 は 歯 科 医 師 が二名以上 配置

され 7 お り、 うち 名 以 上 は 放 射線 治 療 に 0 V) て 相 当  $\mathcal{O}$ 経 験 を 有するも 0) であること。

口 当 該 治 療を行うにつき必要な 体 制 が 整 備 され てい ること。

- 当該 治 療 を行うにつき十分な機器 及び 施 設を有していること。
- (2) 強度変調放射線治療 (IMRT) の対象患者

## 別表第十一の三に掲げる患者

- 一の三 画 像 誘 導 放 射 線 治 療 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍
- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射線 治療を専ら担当する常 勤 の医 師 (放射線治療について、 相当の

経験を有するものに限る。)が一名以上配置されていること。

- ② 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (3)当該 治療を行うにつき十分な機器及 び 施設を有していること。

二の四 体外照射呼吸性移動対策加算の施設基準

(1) 当該 保 険 医 療 機関内に放射線治療を専ら担当する医師 放射線治療について、 相当の経験を

有するものに限る。)が配置されていること。

- (2)当 該 治 療 を行うにつき必要な 体 制 が 整備され 7 ζÌ ること。
- (3)当該 治 療を行うにつき十分な機 器 及 び 施設を有していること。
- 三 定位放射線治療の施設基準
- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射線 治療を専ら 担当する常 勤  $\mathcal{O}$ 医 師 (放射線治療につ いて、 相当の

経験を有するものに限る。)が一名以上配置されていること。

- (2)該 治 療 を 行うにつき必要な体 制 が 整備されていること。
- (3)当該 治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

三の二 定位放 外射線治 源呼! 吸 性 移動 対 策 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 当該 保 険 医 療 機 関内 に 放 射線 治 療 を 専 5 担当す る 医師 (放射線治療に ついて、 相当の経 験を

有するものに

(限る。)

が

配

置さ

れ

て

**,** \

ること。

(2)当該 治療を行うにつき必要な 体 制 が 整備されていること。

(3)当 該 治療を行うにつき十分な機器及び 施設を有していること。

第十三の二 歯冠修復及び欠損補綴

歯無痛的 高洞形; 成加: 算の施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制を整備 していること。

歯 科技 工 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 技 工 士 を配 置 してい ること。

(2)歯 科 技 工室及 び 歯 科 技 工 一に必 要 な機器を整 備 L ていること。

(3)患 者  $\mathcal{O}$ 求  $\emptyset$ 12 応じ て、 迅速に有床 義歯を修 理 す んる体 制が整備されている旨を院内掲示 L てい

第 十四四 歯 科 繑 正

歯 科 繑 正 診 断 料  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1)当該 療養を行うにつき十分な経験を有する専任の歯科医師が一名以上配置されていること。

- (2)常 勤  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 *\* \ ること。
- (3)当 該 療 養 を行 う に つ き必 要な 機 器 及 び 十分な専 用 施 設を 有 L 7 V ること。
- (4)当 該 療 養 に 0 き 顎 切 除 等  $\mathcal{O}$ 手 術 を 担 当 す る 別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 連 絡 体 制 が 整 備 されて

いること。

る歯 顎 科  $\Box$ 繑 腔り 正 機 に 能 係るも 診 断 料  $\mathcal{O}$ (顎変形  $\mathcal{O}$ 施 設 症 基 ( 顎 潍 離 断 等 0 手術を必要とするも のに限る。) の手 術 前 後 に お

け

(1) 号 定 を受け に規定す 障 害 L者自· た Ź 立 医 医 支援法 療 療に 機 関 施 つい (歯 行 科 て、 規 矯 劐 正 障害者自 平 に 関 . 成 す 十八年厚生労働省令第十九号)第三十六条第一 <u>寸</u> Ź 支 医 療 援 を 法 第五 担 当するも 十四条 第二  $\mathcal{O}$ に限る。) であること。 項に規定する都 道府 号及び: 県 知 事 第二  $\mathcal{O}$ 指

- (2)当 該 療 養 を 行 う ĺ つ き十 分な 専 用 施 設 を 有 L 7 7 ること。
- (3)当 該 療 養 に 0 き顎 離 断 等  $\mathcal{O}$ 手 術 を 担 1当す る別  $\mathcal{O}$ 保 険 医 療 機関 との 間 0 連 携体 制が 整 一備 さ れ 7

いること。

第十四の二 病理診断

保 険 医 療 機 関 間  $\mathcal{O}$ 連 携 に ょ る病 理 診 断  $\mathcal{O}$ 施 設 基

潍

(1) 標本の送付側

離 島 等 に 所在 する保険医療機関その他 の保険医療機関であって、 病理標本の作製を行うにつ

き十分な体制が整備されていること。

(2) 標本の受取側

次のいずれにも該当するものであること。

1 病 理 診 断 管 理 加算 12 係 る届 出 を行行 つてい る施設であること。

口 病 理 診 断 を行うにつき十分な体 制 が 整備 され た病院であること。

テレ パ ソロ ジ ] による術中迅速病理組 織標本作製及び術中

-迅速細

胞診

の施設基準

(1) 送信側

離 島 等に 所在 する保険医 療機関その他の保険医療機関であって、 病理標本の作製を行うにつ

き十分な体制が整備されていること。

(2) 受信側

該 保 険 医 療 機 関内 に病 理診 断を担当する常 勤 の医 一師が 配置され ており、 病理診断を行うに

つき十分な体制が整備された病院であること。

三 病理診断管理加算の施設基準

(1) 病理診断管理加算1の施設基準

イ 当該 保険医 療機 .関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が一名以上配置されているこ

کے

口 病理診 断管理を行うにつき十分な体制 が整備された保険 医療機関であること。

(2) 病理診断管理加算2の施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内に・ 病理診断を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されているこ

<u>ک</u> 。

口 病 理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。

.) 直

基準調剤加算の施設基準

第十五

調剤

(1) 通則

1 患者ごとに、 適切な薬学的管理を行い、かつ、 服薬指導を行っていること。

口 患者の求めに応じて、 投薬に係る薬剤 に 関する主 な情報を提 供 ľ ていること。

地 域  $\mathcal{O}$ 保険 医 療機関 0 通常 0 診療 時間 に応じ た開 局 時間となっていること。

二 開 局 時 間 以 外  $\mathcal{O}$ 時 間 に お 7 て 調剤を行うにつき必要な 体制 が 整 備 されていること。

ホ 適 切 な 薬学 的 管 理 及び 服薬指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 基準調剤加算1の基準

十分な数の医薬品を備蓄していること。

(3) 基準調剤加算2の基準

1 う 5 処 方 特 定 せ  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 受 険 付 医 療 口 機 数 関 が に 係 月 る に 六 処 方 百 に 口 を ょ 超 る え ŧ る  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 割 険 合 薬 が 局 七 に 割 0 以 1 て 下 で は あ 当 ること。 該 保 険 薬 局  $\mathcal{O}$ 調 剤  $\mathcal{O}$ 

口 麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 昭 和  $\overline{+}$ 八 年 法 律 第 + 匹 号) 第三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる麻 薬小 売業者

 $\mathcal{O}$ 免 許 を受 分け 7 1 ること。

+ 分 な 数  $\mathcal{O}$ 医 薬 묘 を備 蓄 してい ること。

後 発 医 薬 밆 調 剤 体 制 加 算  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

(1) 後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 1  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

ごとに

数

え

た

数量

以 下

規

格

単

位

数

量

と

**(** )

、 う。 )

に占

 $\Diamond$ 

る

保

険

薬

局

及

び

保

険

薬

剤

師

療

養

担

発

該 保 険 薬 局 に お 1 7 調 剤 L た 薬 剤  $\mathcal{O}$ 使 用 薬 剤 0 薬 価 薬 価 基 準) 別 表 に 規定する うる規 格 単 位

当 医 規 薬 品 則 昭 ( ) 和三十二年 う。 ) 0 規 · 厚 格単 生 省令 位 数量 第十六号) 0) 割 合が二 第七条の二に規 割二分以 上であること。 定す る 後 発 医 薬品 以 下 単 に 後

(2)後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 2  $\mathcal{O}$ 施 設 基 潍

لح

該 保 険 薬 局 12 お 1 7 調 剤 L た 薬 剤  $\mathcal{O}$ 規 格 単 位 一数量に. 占  $\Diamond$ る 後 発 医 · 薬 品 0) 規 格 単 位 数 量 0) 割

合 が三 割 以 上 で あ ること。

(3)後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 3  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準

当該 保 険 薬 局 に お 7 7 調 剤 L た 薬 剤  $\mathcal{O}$ 規 格単: 位 数量に占める後発 医 薬品  $\mathcal{O}$ 規 格単 位 数量 0 割

合が三割五分以上であること。

- $\equiv$ 調 剤 料 に 係 る 無 菌 製 剤 処 理  $\mathcal{O}$ 施 設 基 準
- (1) 薬局であること。
- (2)無 菌 製 剤 処 理 を行うにつき十分な施 設 又 は 設備 を有 L ていること。
- (3)無 菌 製 剤 処 理 を行うに 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て ( ) ること。

四 調剤料の注6ただし書に規定する薬剤

使 用 薬 剤  $\mathcal{O}$ 薬 価 薬 価 基準) 別 表 に収 載され てい る薬剤と同 規格を有する薬剤

五 調剤料の注8に規定する施設基準

- (1) 旨を地・ 在宅 患 方厚: 者 訪 生 問 局長等に届 薬剤管理 指 け 導 出 料 た保  $\mathcal{O}$ 注 険 1 薬局 に規定するあら であること。 か じ め 在 宅患者 訪問 薬剤管理指導を行う
- (2)在 宅 患 者 「に対<sup>†</sup> す る薬学的 管理 及 び 指 導 を行うにつき必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 \ \ ること。
- (3)麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 第三条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 麻 薬 小 売 業 者 0 免 許を受けていること。

六 調剤料の注8に規定する患者

- (1) 在 宅 患 者 緊 急 訪 問 薬 剤 管 理 指 導 料を: 算定 L て *\* \ る患 者
- (2)在 宅 患 者 緊急 時 等 共 同 指 導 料 を 算定 して 1 る 患
- (3)指定居宅サ ] ピ ス に要す る費用 0 額 0 算 定に関 す る基準 (平成十二年厚生省告示第十 九 号)

に 規 定 てする 居 宅 療 養管 理 指 導 費 薬 局  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 行う場 合 に 限 る。) を算定 L てい る患

(4)指 定 介 護 予 防 サ ピ ス に 要す る 費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関 す る 基 準 平 -成十八. 年厚 生 労 働 省 告 示 第

百 二十七 号) に 規 定 す る 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導 費 薬 局  $\mathcal{O}$ 薬 剤 師 が 行 ごう場 合 に 限 る。) を

算定している患者

七 薬剤服用歴管理指導料の注4に規定する医薬品

別表第三の三に掲げる医薬品

八 退 院 時 共同 指 導 料  $\mathcal{O}$ 注 ただし書 に 規定 する 疾 病

等

 $\mathcal{O}$ 

患

者

別表第三の一の二に掲げる患者

第十六 介護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 E つ V て 算 定できな 1 検 査 等

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 7 7 算 定 できな V 検 査

別表第十二第一号に掲げる検査

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 12 つ V) て 算定 で きる 内 服 薬 及 び 外 用 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

抗 悪 性 腫 瘍 剤 悪 性 新 生 物 に 罹り 患 L 7 7 る 患 者 に 対 L 7 投 与さ れ た場 合に 限 (る。) 0) 費 用

疼き 痛 コ ン 1 口 ル  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬 0 費 用

抗 ウ 1 ル ス 剤  $\widehat{\mathbf{B}}$ 型 肝 炎又 は C型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 若 L Š は 効果 を有するも  $\mathcal{O}$ 及 び 後天 性 免疫不全症

候 群 又 は Н Ι V 感 染 症 0 効 能 若 しく は 効果、 を有する ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。) の 費用

三 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 12 0 7 て 算 定 できる 注 射 及 び 注 射 薬  $\mathcal{O}$ 費

用

医 科 点 数 表 第 2 章 第 6 部 注 射 通 則 第 6 号 12 規 定 す る外 来 化 学 療 法 加 算

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 0 12 掲 げ る 皮 内、 皮 下 及 び 筋 肉 内 注 射 医 科 点 数 表 第 2 章 第 6 部 注

射 通 則 第 6 号 に 規 定 す る 外 来 化学 療 法 加 算 を算 定す る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。)

老 は 関 日 医 人 す か 医 る基 科点 ら平 保 科 健 点 数表 成 施 準 数 三十 設 表 平 第 2 章 区 ( 以 下 成 一分番号 年三月三十 + · 第 年 療 Ġ 6 · 厚 部 養 0 注 生 病 0 一省令: 射 日 床 1 ま 通 か に 第四 則 で 掲 5 第 転換 0) げ 十号) 間 る 6 号に に 静 l 介 脈 た介護老人保健 附 規定す 護 内 則 老 注 第 人 射 保 る外来 十三条に ( 保 健 施 険 化学療 設 医 施設」 規定する転換 療  $\mathcal{O}$ 人 機 とい 法加算を算定する 員 関  $\mathcal{O}$ 、 う。 ) 保 施 設 険 を行 及び 医 に が 平 赴 って 設 . 成 7 備 ŧ 十 7 開 並 行 八 0) 設 び 年 う に 12 L 限 ŧ た 七 運 営 る。 の 又 介護 月 に

定 す 医 Ź 科 外 点 来 数 表 化 学 区 療 分 番 法 号 加 算 Ġ を 0 算 0 定 2 す に Ź 掲 ŧ げ 0 る に 動 限 脈 る。) 注 射 医 科 点 数 表 第 2 章 第 6 部 注 射 通 則 第 6 号に

規

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 3 に 掲 げ る 抗 悪 性 腫 瘍 剤 局 所 持 続注 入 **(**医 科 点 数 表 第 2 章 第 6 部 注

射 通 則 第 6 号に 規 定 す る 外 来 化学 療 法 加 算 を算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。)

点 数 医 表第 科 点 2章: 数 表 第 区 6 分 部 番 注 号 . 射 Ġ 通 0 則 0 第6号に規定する外来化学療法 3 3 に 掲 げ る 肝 動 脈 塞 栓 を 伴 加算を算定する う抗 悪 性 腫 瘍 剤 Ł 肝  $\mathcal{O}$ 動 に 脈 限 内 る。) 注入 (医 科

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 4 に 掲 げ る 点 滴 注 射 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病 床 カン 5 転 換 L

た 介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 7 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 医 科 点 数 表 第 2 章 第 6 部 注 射 涌 則 第 6 号 に 規 定 す る 外

来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す る \$  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 5 12 掲 げ る 中 心 静 脈 注 射 **(**医 科 点数 表 第 2 章 第 6 部 注 射 通 則 第 6 号

に 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。)

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 6 に 撂 げ る 植 込 型 力 テ ] テ ル に ょ る 中 心 静 脈 栄 養 医 科 点 数 表 第

章 第 6 部 注 射 通 則 第 6 号 に 規 定 です る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 する t  $\mathcal{O}$ 12 限 る。)

工 ス 口 ポ 工 チ ン 人工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を受け Ź 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ 5 腎 性 貧 血 状 態 12 あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

う

に

2

投 与 さ れ た 場 合 に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 費 用

IJ

ダ ル べ ポ 工 チ ン 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を受け 7 1 る 患 者  $\mathcal{O}$ う 5 腎 性 貧 Ш. 状 態 に あ る Ł  $\mathcal{O}$ に 投

与 さ れ た 場 合 に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 費 用

抗 悪 性 腫 瘍 剤 医 科 点 数 表 第 2 章 第 6 部 注 射 通 則 第 6 号 に 規 定 す Ź 外 来 化 学療 法 加 算 を 算 定 す

る 注 射 12 係 る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 費 用

疼気 痛 コ ン 1 口 ル  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 医 療 用 麻 薬  $\mathcal{O}$ 費 用

イ ン タ 1 フ 工 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は  $\mathbf{C}$ 型 肝 炎  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を有 する Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 費 用

抗 ウ 1 ル ス 剤 B 型 肝 炎又は C 型 肝 炎 0 効 能 又は効果を有するもの及び後天性免疫不全 症 候 群

又 は Н Ι V 感 染 症  $\mathcal{O}$ 効 能 又 は 効 果 を 有 する t  $\mathcal{O}$ に 限 る。) 0 費 用

血 友 病  $\mathcal{O}$ 治 療 12 係 る 血 液 凝 固 因 子 製剤 及 び 血 液 凝 古 因 子 抗 体 :: 迂ぅ 口 活 性 複 合 体  $\mathcal{O}$ 費用

兀 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 12 0 1 7 算 定 で き な 1 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐

別 表 第十二第二号に 撂 げ る IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日

五 介 護 老 人保 健 施設 入 所者 に 0 ١, 7 算定 できな 1 処 置

別 表第十二第三号に掲げ る 処 置

介 護 老 人保 健 施 設 入 (所者) に つい 算定できな

て

1

手

術

六

別 表第 十二 第 四号 に 撂 げ る 手 術

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 12 0 1 て 算 定 できな 1 麻 酔

七

別 表 第 十 二 第 五. 号 12 掲 げ る 麻 酔

第 十七 経 過 措 置

平 成 <u>二</u> 十 匹 [年三月] 三十 \_\_\_ 日 に お 1 7 現 に 基 準 調 剤 加 算 12 係 る 届 出 を 行 0 て 1 る保 険 薬 局 に つ ١ ر 7

は、 亚 成二 + 匹 年 六 月三 十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 限 り、 第 + 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (1) $\mathcal{O}$ ハ に 該 当 「する ŧ  $\mathcal{O}$ とみなす。

別 表 第 特 定 疾 患 療 養 管 理 料 並 び に 処 方料 及 び 処 方 せ  $\lambda$ 料 に 規 定 でする・ 疾患

結 核

悪 性 新 生 物

甲 - 状腺: 障 害

処 置 後甲 状 腺 機 能 低 下症

糖 尿 病

ス フ イン ゴ IJ F° ド 代 ·謝障· 上害及び その 他  $\mathcal{O}$ 脂質蓄積障害

 $\Delta$ コ 脂 質 症

リポ 蛋ね 代謝 障 害及びその 他  $\mathcal{O}$ 脂 (質) 血症

リポ ジ ス 1 口 フ 1 

口 ノア • ン ソ ド 腺 派 脂 肪 腫 症

高 Ш. 圧 性 疾 患

虚 Ш. 性 心 疾 患

不 整 脈

心 不 全

脳 血 管 疾 患

過 性 脳 虚 血 発作 及 び 関 連 症 膿の 候 群

詳 細 不明  $\mathcal{O}$ 慢性気管支炎 単

純

性

慢

性

気管支炎及

Ű

粘

液

性慢性気管支炎

肺気腫

喘<sup>ぜん</sup>息

喘息発作重積状態

気管支拡張症

胃潰瘍

十二指腸潰瘍

胃炎及び十二指腸炎

疾患(経過が慢性なものに限る。)

肝

慢性ウイルス肝炎

アルコール性慢性膵炎

その他の慢性膵炎

思春期早発症

主气马 本具字

別表第二 特定疾患治療管理器性染色体異常

一 特定薬剤治療管理料の対象患者が表第二 特定疾患治療管理料に規定する疾患等

- (1)テ 才 フ 1 IJ ン 製 剤 を 投 与 L 7 1 る 患 者
- ② 不整脈用剤を投与している患者
- (3)ノヽ 口  $\sim$ IJ K ル 製 剤 又 は ブ 口 A  $\sim$ IJ ド ル 製 剤 を 投 与 L 7 1 る

患

- (4)IJ チ ウ A 製 剤 を 投 与 L 7 1 る 患 者
- (5) 免疫抑制剤を投与している患者
- (6)サ IJ チ ル 酸 系 製 剤 を 投 与 L 7 1 る 若 年 性 関 節 IJ  $\dot{\mathcal{D}}$ マ チ、 IJ  $\dot{\mathcal{D}}$ マ チ熱又 は 関 節 IJ ウ 7 チ 0 患
- (7)メ 1 1 V キ サ 1 を投与 て 1 る 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者
- (8)アミ 1 配 糖 体 抗 生 物 質、 グ IJ コ  $\sim$ プ チ F 系抗 生 物 質 文は  $\vdash$ IJ アゾ ル 系 (抗真菌) 剤を投与 L 7

いる入院中の患者

- (9) イマチニブを投与している患者
- (10)(1)か 5 (9)ま で に 掲 げ る 患 者 12 準 ず る ŧ  $\mathcal{O}$
- 小 児 特 定 疾 患 力 ウ ン セ IJ ン グ 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

十 五. 歳 未 満  $\mathcal{O}$ 気 分 障 害 神 経 症 性 障 害、 ス  $\vdash$ V ス 関 連 障 害 及 び 身 体 的 要 大 に 関 連 L た 行 動 症 候

群 心 理 的 発 達  $\mathcal{O}$ 障 害 又 は 小 児 期 及 び 青 年 期 に 通 常 発 症 す る 行 動 及 び 情 緒  $\mathcal{O}$ 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

三 難病外来指導管理料の対象疾患

昭 和 兀 + 八 年 兀 月 + 七 日 衛 発 第 二百百 兀 十二号厚 生 省公衆 衛 生局 長 通 知 特 定疾 患 治 療 研 究 事 業

に ついて」 0) 疾 別紙 患指 0 導管 第3に掲 理 料 げる疾 (I)  $\mathcal{O}$ 対 象疾 患

患

天 八疱 着

類 グ天疱疹

工 リテマトーデス (紅斑性狼瘡

紅皮症

掌 尋常性乾癬 一班 膿っ 施売症

先天性 一魚鱗癬

類乾 . 癬<sup>せ</sup>ん

偏平苔に 腫な

結節 性 洋岸が そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 実 珍しん (慢性型で経 過が 年 以 Ĺ 0) ŧ のに (限る。)

皮 膚科特定 疾 急指 導管 理 料

 $(\prod)$ 

の 対

象疾

患

五

帯 :状疱疹

じ んま疹

アトピ 性皮膚炎 (十六歳以上の患者が罹患している場合に限る。)

尋常 性白 斑

円 形脱 毛 症

脂 漏 性 皮 層炎

別表第三 外来栄養食事指導料、

入院栄養食事指導料、

集団栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食

事 指 導料 に規定する特別食

腎臓 肝 臓 食 食

糖 尿 食

胃 潰 瘍 食

貧 血 食

膵が 臓 食

脂 質異常症 食

痛 風 食

フェ = ルケトン 尿症食

楓ス☆ 糖尿症食

ホモシスチン尿症 食

治 療 乳

無 菌 食

小 児 食 物 アレ ル ギ ] 食 外 来栄 養 食事 指 導 料 . 及び 入院 栄 養 食 事 指 導 料料 に 限 る。)

特 別 な 場 合  $\mathcal{O}$ 検 査 食 単 な る 流 動 食 及 び 軟 食 を除

別 表 3第三  $\mathcal{O}$ 0) 退 院 時 共 同 指 導 料 1 及 び 退 院 時 共 同 指 導料 2を二回 算定できる疾病 等 0 患者並 び

に 重 症 者 加 算  $\mathcal{O}$ 状 態 等 に あ る 患 者

末 期  $\mathcal{O}$ 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者 (在 宅 が  $\lambda$ 医 療 総合診 療料を算 定 L て V) る

患者を除く。)

\_\_\_ (1)で あ 0 て、 (2)又 は (3) $\mathcal{O}$ 状 態 で あ る 患 者

(1)在 宅 自 己 腹 膜 灌か 流 指 導 管 理、 在 宅 血 液 透 析 指 導 管 理、 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管 理、 在 宅 中 心 静 脈

栄 養法 指 導 管 理、 在 宅 成 分 栄 養 経 管 栄 養 法 指 導 管 理、 在 宅 人 工 呼 吸 指 導 管 理、 在 宅 悪 性 腫 瘍 患

者 指 導 管 理、 在 宅 自 己 疼き 痛 管 理 指 導 管 理 在 宅 肺 高 血 圧 症 患 者 指 導 管 理 又 は 在 宅 気 管 切 開 患 者

指 導 管 理 を受 け て 1 る 状 態 に あ る 者

状 熊

(3)人 工 肛る 門 又 は 人 工 一膀ョ 脱っこう を 設 置 L 7 1 る

(2)

ド

V

ン

チ

ユ

ブ

又

は

留

置

力

テ

テ

ル

を

使

用

L

7

*\* \

る

状

態

三 在 宅 で  $\mathcal{O}$ 療 養 を行 って 1 る患者 で あ 0 て、 高 度 な指導管理 を必要とするも

0

妊 婦 で あ 0 て 次 に 掲 げ る 状 態 に あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

妊 娠二 <del>十</del> 週 か ら三十二 週 未 満  $\mathcal{O}$ 早 産  $\bigcirc$ 患 者

妊 娠 高 血 圧 症 候 群 重 症  $\mathcal{O}$ 患 者

前 置 胎 盤 妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 血 等  $\mathcal{O}$ 病 状を 伴うも 0) 12 限 (る。)  $\mathcal{O}$ 

妊 娠 三十 週 未 満  $\mathcal{O}$ 切 迫 早 産 子 宮 収 縮 子 宮 出 血. 頚い 管  $\mathcal{O}$ 開 大、 短 縮 患 又は 者 軟 化  $\mathcal{O}$ V ず 'n か 0)

兆

候 を 示 す ŧ  $\mathcal{O}$ 等に 限 る。) 0) 患 者

多 胎 妊 娠  $\mathcal{O}$ 患 者

子 宮 内 胎 児 発 育 遅 延  $\mathcal{O}$ 患 者

心 疾 患 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 患 者

糖 尿 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 患 者

甲 状 腺 疾 患 治 療 中  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 患 者

腎 疾 患 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 患 者

膠る 原 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 患 者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 患

白 血 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。) 0 患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血. 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中の ŧ  $\mathcal{O}$ に . 限 る。) 0 患者

HIV陽性の患者

Rh不適合の患者

当 該 妊 張中に 第三 切開術以外の 開腹手術を行った患者又は行うことを予定している患者

妊産婦であって次に掲げる状態にあるもの

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の

患者

四十歳以上の初産婦の患者

分娩前のBMIが三十五以上の初産婦の患者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前 置 胎 盤 (妊娠 三 十 十 八 週 以 **、降で・** 出血等 の病状を伴うも のに限 (る。)  $\mathcal{O}$ 患者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。)  $\mathcal{O}$ 患者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血 傾 向  $\mathcal{O}$ あ る 状 態 治 療 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。) の患者

HIV陽性の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以外 0 開 腹 手 術を行 った患者又は行うことを予定 L てい る患者

別 表第三 の 三 薬剤 管 理 指 導 料  $\mathcal{O}$ 対象 患 者 及び 薬 剤 服 用 歴管 理 指 導料 12 規定 する 医 · 薬 品

抗悪性腫瘍剤

免疫抑制剤

不整脈用剤

抗てんかん剤

血液凝固阻止剤

ジギタリス製剤

テオフィリン製剤

カリウム製剤 (注射薬に限る。)

精神神経用剤

糖尿病用剤

膵臓ホルモン剤

抗HIV薬

別表第四 歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患

 $\Box$ 腔分 領 域  $\mathcal{O}$ 悪 性 新 生 物 ナ メ ル 上 皮腫 を含

顎・口腔の先天異常

舌痛症(心因性によるものを含む。)

腔分 軟 組 織  $\mathcal{O}$ 疾 患 難 治 性  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。)

 $\Box$ 

口腔領域のシェーグレン症候群

尋常性天疱瘡又は類天疱瘡

腔り 乾 燥 症 放 射 線 治 療 を 原 因 とする t  $\mathcal{O}$ に 限

る。)

睡 眠 時 無 呼 吸 症 候 群  $\Box$ 腔分 内 装 置 治 療 を 要す るも  $\mathcal{O}$ に 限 (る。)

別表第五 削除

別 表 第 六 歯 科 治 療 総 合医療管理料及び在宅患者 b歯科治: 療総 合医 |療管理: 料に規定する疾

高血圧性疾患

不整脈

喘<sup>ぜ</sup>心不全

慢性気管支炎

糖尿病

甲状腺機能障害

副腎皮質機能不全

脳血管障害

てんかん

甲状腺機能亢進症

自律神経失調症

骨粗 鬆 症(ビスフォスホネート系製剤服用患者

に 限

る。)

慢性腎臓病(腎透析を受けている患者に限る。)

別 表 第 七 在 宅 患 者 訪 間 診療料、 在宅患者 訪問 看 護 • 指導料及び 同 建物居住者訪問 看 護 指 導 料に

規定する疾病等

末期の悪性腫瘍

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パ ] キン ソン病関 漢疾患 (進 行性核上性 麻 痺ひ 大脳皮質基底核変性症及 びパ ーキンソン病 ホ

る。 ) )

ヤ

]

ル

の重症度分類がステージ三以上であって生活機能

障害

度が

 $\Pi$ 

度又

はⅢ度

0

も の

に限

]

多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、 オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ ドレ ] ガー 症 候 群

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頸髄損傷

人工呼吸器を使用している状態

別

表第 八 退 院 時 共 同 指 導 料 1  $\mathcal{O}$ 注 2 に 規 定する 特 別 な 管 理 を要する状態等に あ る患者並 び に 在 宅 患

者 訪 間 看 護 • 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指 導 料 12 規 定 す る 状 態 等 に あ る 患 者

気 管 在 宅 力 悪 = ユ 性 腫 瘍 V 若 患 者 L < 指 導 は 管 留 置 理 若 力 テ ] < テ は 在 ル を 宅 使 気 用 管 切 L 7 開 1 患 者 る 状 指 態 導 管理 12 あ る を受け 者 て 1 る 状 態 12 あ る 者 又

は

在 宅 自 己 腹 膜 灌か 流 指 導 管 理 在 宅 血 液 透 析 指 導 管 理 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管 理、 在 宅 中 心 静 脈 栄

養 法 指 導 管 理、 在 宅 成 分栄 養 経 管 栄 養 法 指 導 管 理 在 宅 自 己 導 尿 指 導 管 理 在 宅 人 工 呼 吸 指 導 管

理 在 宅 持 続 陽 圧 呼 吸 療 法 指 導 管 理 在 宅 自 己 疼ら 痛 管 理 指 導 管 理 又 は 在 宅 肺 高 血 圧 症 患 者 指 導 管

理を受けている状態にある者

三 人 工 肛っ 門 又 は 人工 ー 膀ョ 脱る を設 置 7 1 る )状態 に ある者

四 真皮を越える褥瘡の状態にある者

五 在 宅 患 者 訪 間 点 滴 注 射 管 理 指 導 料 を算 定 L て 7 る 者

別 表 第 九 在 宅 自 己 注 射 指 導 管 理 料、 注 入 器 加 算 、 間 歇けっ 注 入シリンジ ポ ンプ 加 算及 び 注 入 器 用 注 射 針

加算に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅲ因子製剤

遺 伝 子 組 換え 型 血 液 凝 固 第 VIII 因 子 製 剤

遺 伝 子 組 換 え 型 血 液 凝 固 第 IX 因 子 製剤

乾燥人血液凝固第Ⅲ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド―1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グ IJ チ ル リチン 酸 モ ノア ン 干 ニウム • グリシン • L シ ス テイン 塩 酸塩 配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

別 表 第 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 在 宅 難 治 性 皮 膚 疾 患 処 置 指導: 管 理 料 12 規 定する疾患

表皮水疱症

水疱型先天性魚鱗癬樣紅皮症

別表第九の二 検体検査実施料に規定する検体検査

医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 2 に 撂 げ る 尿 沈 渣さ 鏡 検 法

 $\equiv$ 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 3 12 掲 げ る 糞ム 便 検 査  $\mathcal{O}$ うち 次  $\mathcal{O}$ t

 $\mathcal{O}$ 

糞便中へモグロビン

兀 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 5 に掲 げる <u>í</u>. 液 形 態 機能 ? 検査 のうち次の も の

赤血球沈降速度(ESR)

末梢 血液一般検査

ハモグロビンA1c(HbA1c)

医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 6 に 掲 げ る 出 血. 凝 古 検 査 0 うち 次  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 

五.

プロトロンビン時間(PT)

フ 1 ブ リン フ 1 ブ IJ 1 ゲン 分解 産 物  $\widehat{F}$ D Р 定 性

フ 1 ブ リン フ イ ブ IJ ノゲン分解 産 物  $\widehat{F}$ D Р 半 定 量

フ イブ リン フ 1 ブ IJ ノゲン分 解 産 物 F D Р 定 量

Dダイマー

六 医 科 点 数 表 区 分番 号 D 0 0 7 に掲 げる 血 液化学検査 のうち次の ŧ O

総ビリルビン

アルブミン

尿素窒素

クレアチニン

尿酸

アルカリホスファターゼ (ALP)

コ リンエステラーゼ (ChE)

γーグルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)

中 性脂 肪

ナ トリウム及びクロ ] ル

力 ノリウム

力 ルシ ウム

グルコ ース

乳酸デヒドロ ゲナーゼ (LD)

クレアチンキナーゼ (CK)

Н D L コ レ ・ステロ ルル

総コレステロール

アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)

アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)

LDLーコレステロール

グリコアルブミン

七

医 科 二点数表 区 分番号D0 08に掲げる内分泌学的検査のうち次のもの

甲状腺刺激ホルモン(TSH)

遊離サイロキシン(FT4)

遊離トリヨードサイロニン(FT゚)

医 科 点 数表 区 . 分 番 号 D 0 0 9 に 掲げる腫 瘍 7 ] カー のうち次の も の

八

癌胎児性抗原 (CEA)

 $\alpha$  - フェトプロテイン (AFP)

前立腺特異抗原(PSA)

C A 19 | 9

九 医 科 点 数表 区 分番号D 0 1 5に掲げる血 漿 蛋白免疫学的検査 のうち次のもの

C 反応性蛋白 (CRP)

+ 医 科 点 数 表 区 分 番 号 Ď 0 1 7 に 掲 げ る 排 泄っ 物、 滲ん 出 物 又 は 分 泌 物  $\mathcal{O}$ 細 菌 顕 微 鏡 検 査 0 うち 次  $\mathcal{O}$ 

も の

その他のもの

別 表第 九 の 二  $\mathcal{O}$ 中 心 静 脈 注 射 用 力 テ テ ル 挿 入  $\mathcal{O}$ 注 3 規定、 する患者

一歳 未 満  $\mathcal{O}$ 乳 幼 児 で あ 0 7 次  $\mathcal{O}$ 疾 患 こであ る者

先天性小腸閉鎖症

鎖 肛<sup>5</sup>

ヒルシュスプルング病

短腸症候群

別

表 第 九  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 医 科 点 数 表 第 2 章 第 7 部 IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 通 則 第 4号に 規定する患者

口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患

亜 急 性 期 入 院 医 療 管 理 料 2 を 算 定 す る 患 者

特 定 般 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 9 本 文  $\mathcal{O}$ 所 定 点 数を 算 定 す Ś 患 者

脳 Ш. 管 疾 患 等  $\mathcal{O}$ 患 者  $\mathcal{O}$ うちで 発 症 後 六 + 日 以 内  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 

入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 その 入 院 す る 病 棟 等 12 お 1 て 早 期 歩 行、 Α D L  $\mathcal{O}$ 自 <u>\\</u> 等 を 目 的 として心

大血 管 疾患 リ ハ ピ リテー シ 日 ン 料 (I) 脳 血. 管 疾 / 患等リ ハ ピ リテ 1 シ 日 ン 料 ( I ) 運 動 器 IJ ハ ピ リテ

シ 日 ン 料 (I) 又 は 呼 吸 器 IJ ハ F, IJ テ シ 日 ン 料 (I)を 算 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 兀 心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

急 性 心 筋 梗 塞 狭 心 症 発 作 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 心 大 血 管 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

慢 性 心 不 全 末 梢よっ 動 脈 閉 塞 性 疾 患 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 心 大 血 管 疾 患 に ょ ŋ 定 程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 呼 吸 循

環 機 能  $\mathcal{O}$ 低 下 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L て 1 る 患 者

别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 五. 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ F, IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

脳 梗 塞 脳 出 血 < t 膜 下 出 血 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 脳 血 管 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

脳 腫 瘍 脳 膿っ 瘍 脊 髄 損 傷 脊 髄 腫 瘍 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 中 枢 神 経 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

多 発 性 神 経 炎 多 発 性 硬 化 症 末 梢ょう 神 経 障 害 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 神 経 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

パ

丰

ン

ソ

ン

病

脊

髄

小

脳

変

性

症

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

慢

性

 $\mathcal{O}$ 

神

経

筋

疾

患

 $\mathcal{O}$ 

患

者

失 語 症 失 認 及 U 失 行 症 並 び に 高 次 脳 機 能 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

難 聴 Þ 人 工 内 耳 植 込 手 術 等 に 伴 う 聴 覚 • 言 語 機 能  $\mathcal{O}$ 障 害 を 有 す る 患 者

顎 П 腔分  $\mathcal{O}$ 先 天 異 常 に 伴 う 構 音 障 害 を 有 す る 患 者

外 科 手 術 又 は 肺 炎 等  $\mathcal{O}$ 治 療 時  $\mathcal{O}$ 安 静 に ょ る 廃 用 症 候 群 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ IJ ハ ビ IJ テ シ 日 ン を 要 す る 状 態

 $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 定 程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 基 本 動 作 能 力 応 用 動 作 能 力 言 語 聴 覚 能 力 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 

低 下 を 来 L 7 1 る t  $\mathcal{O}$ 

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 六 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者 等

運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

上 下 肢  $\mathcal{O}$ 複 合 損 傷 脊 椎 損 傷 12 ょ る 兀 肢 麻 痺ひ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 運 動 器 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術

後  $\mathcal{O}$ 患 者

関 節  $\mathcal{O}$ 変 性 疾 患、 関 節  $\mathcal{O}$ 炎 症 性 疾 患 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 運 動 器 疾 患 に ょ り、 定程: 度 以 上 0 運 動 機

能 及 び 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L 7 1 る 患 者

運

動

器

IJ

ハ

ピ

リテ

]

シ

日

ン

料

 $\mathcal{O}$ 

注

2

に

規

定

す

Ś

別

に

厚

生

労

働

大臣

が

定

8

Ś

患

者

上 下 肢  $\mathcal{O}$ 複 合 損 傷 脊 椎 損 傷 に ょ る 兀 肢 麻 痺ひ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 し た 緷 動 器 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術

後  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 入 院 中  $\mathcal{O}$ 患 者 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

関 節  $\mathcal{O}$ 変 性 疾 患 関 節  $\mathcal{O}$ 炎 症 性 疾 患 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 運 動 器 疾 患 に ょ り、 定 程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 運 動 機

能 及 U 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L 7 1 る 患 者 **当** 該 疾 患  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 入 院 中  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

を 除

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 七 呼 吸 器 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 日 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

肺 炎 無 気 肺 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 急 性 発 症 L た 呼 吸 器 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

肺 腫 瘍、 胸 部 外 傷 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 呼 吸 器 疾 患 又 は そ  $\mathcal{O}$ 手 術 後  $\mathcal{O}$ 患 者

慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患  $\widehat{C}$ O Р Ď 気管支喘が 息そ 0 他  $\mathcal{O}$ 慢 性  $\mathcal{O}$ 呼 吸器疾 急に ょ り、 定程 度 以 上  $\mathcal{O}$ 

重 症 0) 呼 吸 木 難 B 日 常 生 活 能 力  $\mathcal{O}$ 低 下 を 来 L て 7 る 患

食道 癌が、 胃 癌が 人 肝 臓 癌がん 咽 喉 頭 癌がん 等  $\mathcal{O}$ 手 術 前 後  $\mathcal{O}$ 呼 吸 機 能 訓 練 を 要す る 患 者

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 八 心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ F, IJ テ シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 日 ン 料、 運 動 器 IJ

一 失語症、失認及び失行症の患者

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料

及

び

呼

吸

器

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

日

ン

料

に

規

定す

る算定

日

数

 $\mathcal{O}$ 

上

限

 $\mathcal{O}$ 

除

外

対

象

患

者

高次脳機能障害の患者

重度の頸髄損傷の患者

頭部外傷及び多部位外傷の患者

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の患者

心筋梗塞の患者

狭心症の患者

口 復 期 IJ ノヽ ピ リテ ] シ 彐 ン 病 棟 入 院 料 を 算 定 する 患 者

亜 急 性 期 入 院 医 療 管 理 料  $\mathcal{O}$ 注 3 に 規 定 す るリ ハ ピ IJ  $\dot{\mathcal{F}}$ ] シ 日 ン 提 供 体 制 加 算 を算定する患 者

特 定 般 病 棟 入 院 料  $\mathcal{O}$ 注 11 に 規 定 す る IJ ハ Ľ リテ シ 彐 ン 提 供 体 制 加 算 を算 定 す る患 者

難 病 患 者 IJ ノヽ F, IJ テ シ 日 ン 料 に 規定する患者(先天性 又は進 行 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋疾患の者を除

障 · 害 児 (者) リハビ リアテ ] シ 日 ン 料 に規定 する 患者 加 齢 に 伴 って生ずる心 身  $\mathcal{O}$ 変 化 に 起 因

る疾病の者に限る。)

そ  $\mathcal{O}$ 他 別 表 第 九 0 兀 か 5 别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 七 ま で に規定する患者であって、 リハ ビリテ ĺ シ 日 ン を継

続 L て行うことが 必 要で あ る と医学 的 に 認  $\Diamond$ 5 れ る  $\mathcal{O}$ 

二 先天性又は進行性の神経・筋疾患の患者

障 · 害 児 (者) リハビ リテ シ ョン 料 に規定する患者 (加齢に伴って生ずる心身の変化に起 因

る疾病の者を除く。)

別 表第 九 の九 心大血管疾患リハビリテ 1 シ 彐 ン 料、 脳血管 疾患等リハビリテ ĺ シ 彐 ン 料、 運 動 器 IJ

ピ リテー シ 日 ン 料 及 び 呼 吸器リハビ IJ テ シ 彐 ン 料 に 規 定す る別 に 厚生 一労 働 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 場 合

別 表 第 九  $\mathcal{O}$ 八 第 号に 規定 (する・ 患 者 に つ ر را ては 治 療 を継 続することに より 状 態  $\mathcal{O}$ 改 善 が 期待

できると医学的に判断される場合

別 表第 九  $\mathcal{O}$ 八 第 号 に 規 定 でする 患 者 に 0 V) て は、 患者  $\mathcal{O}$ 疾 患、 状態等を総合的 に 勘 案 治療

上有効であると医学的に判断される場合

別 表第 + 難 病 患 者 ij ハ Ľ リア ] シ 日 ン 料に 規定する疾患

ベーチェット病

多発性硬化症

重症筋無力症

全身性エリテマトーデス

スモン

筋萎縮性側索硬化症

強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎

結節性動脈周囲炎

ビュルガー病

脊髄小脳変性症

悪性関節リウマチ

パ 1 キ ン ソン 病関 連 疾患 進 行性核上性 は麻痺、 大脳皮質基底核変性症及びパ ] キンソン病

アミロイドーシス

後縦靭帯骨化症

ハンチントン病

モヤモヤ病(ウィリス動脈

輪閉

塞症

ウェゲナー肉芽腫症

多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、 オリーブ橋小脳萎縮症、 シャイ・ ドレ ] ガ ] 症候群)

広 範 脊 柱管狭窄症

特 発 性 大腿が 骨 頭 壊 死 症

混 合 性結 合 組 織 病

プリオン 病

ギラン・ バ レ ] 症候 群

黄色靭帯は 骨化 症

シ エ グ レ ン 症 候 群

成 人 発症 ス チ ル 病

関 節 リウ 7 チ

亜 急 性 硬 化性 全 脳 炎

ライ ソゾ L 病

副 腎白質 ジ ス  $\vdash$ 口 フ 1

脊 髄 性 筋 萎縮・ 症

球 脊 髄 性 筋 萎 縮 症

慢 性 |炎症 性 脱 髄 性 多発神

別表第十の二 障害児 (者) 経炎 リハビリテー シ 彐 ン料の対

象患者

脳性麻痺の患者

胎 生 期 若 L < は 乳 幼 児 期 に 生 ľ た 脳 又 は 脊 髄  $\mathcal{O}$ 奇 形 及 び 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

顎・口腔の先天異常の患者

先 天 性  $\mathcal{O}$ 体 幹 兀 肢  $\mathcal{O}$ 奇 形 又 は 変 形  $\mathcal{O}$ 患 者

先 天 性 神 経 代 謝 異 常 症 大 脳 白 質 変 性 症  $\mathcal{O}$ 患

先 天 性 又 は 進 行 性  $\mathcal{O}$ 神 経 筋 疾 患  $\mathcal{O}$ 患 者

神 経 障 害 12 ょ る 麻 痺ひ 及 び 後 潰 症  $\mathcal{O}$ 患 者

言 語 障 害 聴 覚 障 害 又 は 認 知 障 害 を 伴 う 自 閉 症 等  $\mathcal{O}$ 発 達 障 害  $\mathcal{O}$ 患 者

別 表 第 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が  $\lambda$ 患 者 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

食 道 が ん 肺 が ん 縦 隔 腫 瘍 胃 が ん 肝 臓 が ん 胆 嚢の が ん、 大 腸 が W 又 は 膵が 臟 が  $\lambda$ لح 診 断 さ

れ た 患 者 で あ 0 て ۲ れ 5  $\mathcal{O}$ が ん  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 12 入 院 L 7 11 る 間 に 閉 鎖 循 環 式 全 身 麻 酔 12 ょ る 丰

術 が 行 わ ħ る 予 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た t  $\mathcal{O}$ 

舌 が ん П 腔 が ん 咽 頭 が  $\lambda$ 喉 頭 が  $\lambda$ そ  $\mathcal{O}$ 他 頸い 部 IJ ン パ 節 郭 清 を 必 要 とす る が W と 診 断 さ れ

た 患 者 で あ 0 て、 れ 5  $\mathcal{O}$ が  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 入 院 L 7 11 る 間 に 放 射 線 治 療 若 L < は 閉 鎖 循 環

全 身 麻 酔 12 ょ る 手 術 が 行 わ n る 予 定  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た t

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 乳 が  $\lambda$ لح 診 断 É れ た 患 者 で あ 0 て、 乳 が ん  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院 L 7 1 る間 に IJ ン パ 節 郭 清 を 伴

う 乳 腺 悪 性 腫 瘍 手 術 が 行 わ れ る 予 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た t  $\mathcal{O}$ 

兀 骨 軟 部 腫 瘍 又 は が  $\lambda$  $\mathcal{O}$ 骨 転 移 لح 診 断 さ れ た 患 者 で あ 0 て、 これ 5  $\mathcal{O}$ が W  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院 L

7 1 る 間 12  $\sum_{i}$ れ 5  $\mathcal{O}$ 部 位 に 対 す る 手 術 化 学 療 法 若 L < は 放 射 線 治 療 が 行 わ れ る 予 定  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は

行われたもの

五 原 発 性 脳 腫 瘍 又 は 転 移 性 脳 腫 瘍 لح 診 断 Ź れ た 患 者 で あ 0 て、 れ 5  $\mathcal{O}$ が W  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 に 入 院

L て 1 る 間 に 手 術 若 L < は 放 射 線 治 療 が 行 わ n る 予 定  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ ħ た ŧ  $\mathcal{O}$ 

六 血 液 腫 瘍 と 診 断 さ れ た 患 者 で あ 0 て、 血 液 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 治 療  $\mathcal{O}$ た 8 12 入 院 L 7 1/ る 間 に 化 学 療 法 若

< は 造 血 幹 細 胞 移 植 が 行 わ れ る 予 定  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ 

七

が

 $\lambda$ 

لح

診

断

さ

れ

た

患

者

で

あ

0

て、

が

W

 $\mathcal{O}$ 

治

療

 $\mathcal{O}$ 

た

8

12

入

院

L

7

1

る

間

12

化

. 学

療

法

骨

髄

抑

制

が

見 込 ま れ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。) が 行 わ れ る 予 定  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 又 は 行 わ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ 

八 緩 和 ケ ア を 目 的 と L た 治 療 を 行 0 て 1 る 進 行 が W 又 は 末 期 が ん  $\mathcal{O}$ 患 者 で あ 0 て、 症 状  $\mathcal{O}$ 増 悪 に

ょ り 入 院 L て 1 る 間 に 在 宅 復 帰 を 目 的 と L た IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン が 必 要 な ŧ  $\mathcal{O}$ 

別 表 第 + の <u>-</u>  $\mathcal{O}$ 三 集 寸 コ ? ユ = ケ シ 日 ン 療 法 料  $\mathcal{O}$ 対 象 患 者

别 表 第 九  $\mathcal{O}$ 五. 又 は 別 表 第 十  $\mathcal{O}$ に 掲 げ る 患 者 で あ 0 て、 言 語 • 聴 覚 機 能  $\mathcal{O}$ 障 害 を 有 する ŧ 0

別 表 第 +  $\mathcal{O}$ 三 人 工 腎 臓 に 規 定す る注 射 薬

エリスロポエチン

## 別表第十

一 歯科点数表第2章第8部処置に規定する特定薬剤

口腔用ケナログ

歯科用(口腔用)アフタゾロン

テトラ・コーチゾン軟膏

テラ・コートリル軟膏

デルゾン口腔用

歯科点数表第2章第9部手術に規定する特定薬剤

口腔用ケナログ

アクリノール

歯科用(口腔用)アフタゾロン

テトラ・コーチゾン軟膏

テラ・コートリル軟膏

デルゾン口腔用

生理食塩水

一〇七頁

心不全の患者

冠動脈疾患の患者

弁膜症の患者

不整脈の患者

先天性心疾患の患者

肺動脈性肺高血圧症の患者

呼吸不全の患者

呼吸器疾患の患者

糖尿病の患者

腎不全の患者

肝不全の患者

血球減少の患者

血液凝固異常の患者

出血傾向のある患者

敗血症の患者

神 経 障 害  $\mathcal{O}$ 患

В Μ Ι が 三 + 五. 以 上  $\mathcal{O}$ 患 者

別 線

表

第

+

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 

強

度

変

調

放

射

治

療

Ι

M

R

 $\underbrace{\mathsf{T}}$ 

 $\mathcal{O}$ 

対

象

患

者

限 局 性  $\mathcal{O}$ 古 形 悪 性 腫 瘍  $\mathcal{O}$ 患 者

別 表 第 + 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所者 に つい て算定できな ζ, · 検 査、 リハ ビリテ ] シ 日 処 置 手術

及 び 麻 酔

算定 で きな V) 検 査

(1) 点 保 9 数表 検体 健  $\mathcal{O}$ 3 12 区 検 掲 分 查 げ 番 医 る 号 動 D 科 点 脈 0 数 血 2 表 採 6 区 取  $\mathcal{O}$ 分番 を除 3 で 12 あ 号 く 。 ) 掲 0 て、 げ D る 0 保 生 0 化 7 険 学 0 医 療 的 35 に 機 検 関 査 掲 げ  $\mathcal{O}$ (I) Ź 保 判 断 血 険 液 医 料 が ガ 並 ス 療 び 分 12 養 析 病 医 及び当 科 床 点 カン 5 数 表 該 転 検 換 区 査 分 L た 番 に 係 介 号 護 る D 医 老 4 科 人 1

施

設

に

赴

1

て

行

う

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

(2)療 区 機 分 呼 関 番 吸 号 循  $\mathcal{O}$ 環 保 D 機 険 2 能 0 医 9 検 が 査 に 療 等 掲 養 げ  $\mathcal{O}$ 病 る う 床 5 負 か 荷 医 5 科 心 転 電 点 換 数 义 L 表 検 た 区 査 介 分 護 心 番 老 号 電 人 保 义 D 検 2 健 查 0 施 8  $\mathcal{O}$ 設 注 に に に 掲 赴 規 げ 7 定 る て す 心 行 る 電 う診 加 図 算 検 療 査 で に あ 及 係 び 0 る て、 医 t 科 保  $\mathcal{O}$ 点 を除 数 険 表 医

(3)負 荷 試 験等のうち肝 及び腎 0 クリアランステスト、 内 分泌 負荷試 験 及 び糖負荷 試 験

(4)(1) か 5 (3)まで に 掲 げ る検 査 に . 最も 近 似するものとして医 科点数表によ ŋ 点数の 算定され る特

殊な検査

二 算定できないリハビリテーション

(1) 脳血管疾患等リハビリテーション

② 運動器リハビリテーション

(3) 摂食機能療法

(4) 視能訓練

(5)(1) か 5 (4)まで に 掲 げ るリ ハビ リテ 1 シ 彐 ンに最も近似するものとして医科点数表により点数

算定される特殊なリハビリテーション

 $\mathcal{O}$ 

三 算定できない処置

(1) 一般処置のうち次に掲げるもの

1 創 傷 処 置 (六千平 方 セ ン チ メ ] 1 ル 以 上 つ も 0) (褥瘡に係るもの を除く。) を除く。)

ロ 手術後の創傷処置

ハ ドレーン法 (ドレナージ)

二 腰椎穿刺

ホ 胸 腔分 た 学り 刺 洗洗 浄、 注 入及び排液を含む。) (保険医療 機関 の保険 医が 療養病 床 か 5 転 換

L

た介護老 人保健 施設 に赴 ( ) て行うものを除く。)

腹腔 穿せん 刺 洗洗 浄、 注 入及び排液を含む。) (保険医療 機関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療養 病 床 カュ 5 転 換し

た介護老人保健施設 に赴 **,** \ て行うものを除く。)

1 喀痰吸引

チ 高 位流がん 腸、 高圧浣腸、 洗腸

IJ 摘 便

ヌ 酸素吸入

ル 酸素テン

ヲ 間 歇けの的 陽圧 吸 入法

肛う 門 拡 張 法 (徒手 文は ブジ による ŧ

力 ワ 非 還 納 性 ^ ル ニア 徒手 整復 法 **(**保 険 医 「療機」 関 の保

険 医

が

療養病

床

から転

換

した介護老

人保

健 施 設 に 赴い て行うも 0 を除く。)

痔じ | 核 嵌かん 頓 整 復 法 ( 脱 肛う を含む。)

日

(2)救 急 処置 のうち次に 掲 げ るも  $\mathcal{O}$ 

1

救

命

 $\mathcal{O}$ 

ため

0)

気管内挿管

口 人工呼吸

ハ 非開胸的心マッサージ

二 気管内洗浄

ホ 胃洗浄

③ 泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ 膀胱洗浄 (薬液注入を含む。)

ロ 留置カテーテル設置

八 嵌頓包茎整復法(陰茎絞扼等)

(4) 整形外科的処置 (鋼線等による直達牽引を除く。)

(5) 栄養処置のうち次に掲げるもの

イ鼻腔栄養

口滋養浣腸

(6)(1)か ら (5) まで に · 掲 げ る処 置 に最も近似するもの とし て医科点数表に により 点数 0 算定され る特

殊な処置

算定できない手

兀

術

(1) 創 傷 処 理 長 径 五 セ ンチメー 1 ル 以上で筋肉、 臓器に達するもの及び保険医療機関の保 険医

が 療養病床 から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。)

- (2)皮 膚 切 開 術 長 径二十 セ ンチ メ 1 ル 未 満  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限 る。)
- (3)デブ IJ ド 7 百 平 方 セ ン チ メ ] } ル 未 満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に (限る。)
- (4) 爪甲除去術
- (5) ひょう疽手術
- (6) 外耳道異物除去術 (複雑なものを除く。)
- (7)咽 頭 異 物 摘 出 術 ( 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険 医 が 療 養 病床 から 転 換 L た介護老 人保健施設に赴

. て

行うものであって、複雑なものを除く。)

顎 関 節 脱 臼 非 観 血 的 整 復 術 保 険 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 保 険医 が 療養病 深床から. 転換 ĺ た介護老人保健施

設に赴いて行うものを除く。)

(8)

(9) 血管露出術

(10)(1) か 5 (9)ま で に · 掲 げ る手 術 に . 最 Ł 近似す るも 0 とし て医 科点数表により 点数の 算 定され る特

殊な手術

五 算定できない麻酔

- 静脈麻酔
- (2)硬 膜 外 ブ 口 ツ ク に お け る 麻 酔 剤  $\mathcal{O}$ 持 続 的 注 入
- (3)(1) 及 び (2)ic · 掲 げげ る麻 酔 に 最 も近 似 するも のとして医科点数表により点数 の算定され る特 殊 な